

平成21年3月第14回互理町議会定例会会議録(第4号)

○ 平成21年3月10日第14回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員(20名)

| | |
|-----------|------------|
| 1 番 小野 一雄 | 2 番 熊澤 勇 |
| 3 番 鞠子 幸則 | 4 番 相澤 久美子 |
| 5 番 渡邊 健一 | 6 番 高野 孝一 |
| 7 番 宍戸 秀正 | 8 番 安藤 美重子 |
| 9 番 鈴木 高行 | 10番 平間 竹夫 |
| 11番 佐藤 アヤ | 12番 佐藤 實 |
| 13番 山本 久人 | 14番 熊田 芳子 |
| 15番 安田 重行 | 16番 永浜 紀次 |
| 17番 高野 進 | 18番 島田 金一 |
| 19番 安細 隆之 | 20番 岩佐 信一 |

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|---------|------------------------|---------|
| 町 長 | 齋 藤 邦 男 | 副 町 長 | 齋 藤 貞 |
| 総 務 課 長 | 菊 池 秀 治 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 水 野 孝 一 |
| 税 務 課 長 | 日 下 初 夫 | 町 民 生 活 課 長 | 岡 元 継 男 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 仁 志 | 企 画 財 政 課 長 | 森 忠 則 |
| 産 業 観 光 課 長 | 東 常 太 郎 | わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長 | 作 間 行 雄 |
| 都 市 建 設 課 長 | 古 積 敏 男 | 上 下 水 道 課 長 | 清 野 博 文 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 東 常 太 郎 | 教 育 長 | 鈴 木 光 範 |
| 学 務 課 長 | 齋 藤 良 一 | 生 涯 学 習 課 長 | 遠 藤 敏 夫 |
| 代 表 監 査 委 員 | 齋 藤 功 | | |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 佐 藤 正 司 | 庶 務 班 長 | 牛 坂 昌 浩 |
| 書 記 | 佐 藤 義 行 | | |

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 9時57分 開会

議長（岩佐信一君）おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番 佐藤 實議員、13番 山本久人議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番 鞠子幸則です。

私は三つについて一般質問を行います。一つは子供のアレルギー対策について、二つ目は宮城県沖地震対策について、三つ目は企業誘致についてであります。順次質問いたしますので答弁をお願いいたします。

まず一つ目、子供のアレルギー対策についてであります。3点質問します。

アレルギーとは本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にと

って好ましくない反応を引き起こすこととされております。

第1点目、小中学校でぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギーの児童生徒は何人か。また、保育所（逢隈保育園も含む）では、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギーの児童は何人か、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ご質問は小中学校と保育所と関連したものでありますので、私の方から答弁させていただきます。

まず、小中学校でアトピー性鼻炎などの症状のある子供の数は何人かということでございますが、小中学校の方から、ぜんそくが157人、アトピー性皮膚炎が161人、アレルギー性鼻炎が221人、アレルギー性結膜炎が158人、食物アレルギーが65人でございます。これは平成20年度の学校保健の診断によるものでございます。

次に保育所関係についてですが、町内には五つの保育所があり、アレルギー疾患のある児童の把握について毎年4月に行っております。そのことにより、保育所での給食や活動などの場面においてどんな配慮が必要かを職員間で情報を共有して保育に当たっております。さて、質問でありますアレルギー疾患のある児童数ですが、気管支ぜんそく25人、アトピー性皮膚炎24人、アレルギー性鼻炎8人、アレルギー性結膜炎3人、食物アレルギー15人で、アレルギー全体では75人となっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 小中学校でぜんそくで157人、全国的には5.7%ですので、単純計算しますと5.7%から下回っております。アトピー性皮膚炎は161人、全国平均は5.5%ですので、単純に計算しますと全国平均よりも若干下回っております。アレルギー性鼻炎221人、全国的には9.2%ですのでこれも若干下回っております。アレルギー性結膜炎158人、全国平均的には3.5%ですのでこれは若干上回っております。食物アレルギー65人、全国的には2.6%ですのでこれは若干下回っております。保育所、逢隈保育所も含めて全体で75人としますと、五つの保育所、単純に割ったとしても15人くらいはいるというふうになっています。それを踏まえて次の質問に移ります。

学校全体、地域全体でアレルギーについて理解し支えていくために、財団法人日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の普及版を小中学校の全保護者や学校保健関係者に配布してはどうかであります。

財団法人日本学校保健会は学校保健の向上、発展を目的に設立された団体です。子供たちの健康に関する調査研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健に関するさまざまな活動を行っております。前身は1920年、大正9年に帝国学校衛生会であります。1954年（昭和29年）に現在の財団法人日本学校保健会と名前を変えて活動しております。都道府県及び政令市の学校保健会が加盟団体であります。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」は監修が文部科学省スポーツ・青少年局学校保健課であります。発行が財団法人日本学校保健会でありませぬ。答弁を求めます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 先ほど鞠子議員さんから、亘理町内の小中学校また保育所のアレルギー疾患の人は全国平均より少ないということですが、やはり少ないながらも注意をしているというか指導をしていかななくてはならないと思っております。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」についても、今歴史的なお話をしていただきましてありがとうございました。そこで普及版を配布してはどうかというご質問でございますが、問い合わせましたところ普及版はありませんでした。しかしながら、アレルギー疾患は現代的健康の課題としてまれな疾患ではなくっており、町内すべての学校にアレルギー疾患の子供たちが少なからず在籍しております。対応の第一は保護者と学校との連携になりますが、取り組みを進めるに当たっては他の子供たちの理解と地域の支えが重要と思われまふ。そこで、わかりやすい他の啓発資料がありましたので、今後配布しご理解を得ていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 具体的なわかりやすい、啓発するための冊子ですか。どこで発行してどういう名前なのか、わかれば述べてください。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） その啓発資料ですけれども、一つは「よくわかるアトピー性皮膚炎」、もう一つは「よくわかる食物アレルギー」という2冊の冊子でございます。発行しているところはアステラス製薬が患者の啓蒙用に作成したもので、宣伝用ではないと。日本学校保健会も後援しているということで、課長が問い合わせしていたところ、児童数、小中学生3,000人以上、あと保育所の子供を入れるとかなりの数になり、その子供たち全部というわけにはいかないんですけれども、先ほど説明ありましたアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインというのは各学校、各保育所にはいつているわけですけれども、この啓発資料については学級担任とか、あとの調べたぜんそくとかアレルギーになっている子供たちの保護者等には配られるんでないかなと思っていますところ。

今、その交渉というか問い合わせをして「いいですよ」と言われているところですが、何冊までかというところまではまだ確定していないところ。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） ガイドラインそのものは各学校に何冊ずつ配布されているんですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 2冊ずつであります。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2冊ずつだとアレルギー対策するためには不十分であります。

そこでお伺いしますけれども、文部科学省では学校生活管理指導表ですね、アレルギー疾患用のしおり、これを発行していると思いますが発行されておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 時々文部科学省の方からいろいろな通達がありまして、その中に説明などがありますけれども、そのまとまった資料というのは今確認しておりませんので、あとで調べてみたいと思っていますところ。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） これはホームページ上にも掲載されております。ですから文部科学省に要請してしおりを取り寄せてすべての保護者に配布する、そういう方向で検討

する考えはありますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） そのホームページにあるということですので、それをダウンロードして見て考えたいと思いますけれども、すべての保護者といっても、自分の子供が特にアレルギーでない普通の健康状態であるという保護者さんにあげても、勉強にはなるかと思えますけれども捨てられてしまうのではないかなと思って、その紙とかむだになるかもしれませんので、差し当たってはやはり特に必要とする学級担任や保育所の保育士さん、それから関係者でいいのかなと思って、そのほかに余分に各学校で持っていればいいのかなど思っているところですが、今そういう考えでおります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私は質問の中で学校全体、地域全体でアレルギー疾患について理解し支え合えるために、そのためにはアレルギー疾患を持つ子供の保護者だけでなく、持たない保護者にもアレルギーとか何かということを理解してもらうことが大事だとことで質問したわけで、アレルギーを持つ子供たちの保護者だけに配る、それでは不十分だと思いますが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） その冊子のページ数を見ないと、これは全員にとというか……、わかりませんので、やはりその当事者にはそのままというか、それからその地域の方々、特に関係ないという大変ですけども、我が子がそうでない場合にそういうご理解をいただくために、それを抜粋しながら簡単にまとめたのもいいのかなと思っています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、3点目に移ります。

保育所（逢隈保育園も含む）でも財団法人日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を徹底し、生かしてはどうかであります。

保育所においても、アレルギー疾患に関する情報については、保育所保育指針の制定により、平成21年4月以降保育所児童保育要領に記載し、保育所から学校に送付することになっております。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 保育所関係につきましても今の小中学校と同じように、その地域の方々にもわかっていただくためにやはり同じようなものを作成したいと、そして配布したいと考えます。

それから今おっしゃいました保育所指針ということですがけれども、平成21年6月12日に厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課長から文部科学省の初等中等教育長、そしてこちらの保育所関係の方に来たわけですがけれども、学校の施行規則には幼稚園の方からも、ずっと前から幼稚園の様子を小学校に報告というか、生活、遊び、学力というところまではいかないですがけれどもみんなとの遊びの状態、それから体について、入学時、今ごろは作成している時期だと思いますけれども、それと同じように保育所の方からも作成しなければならないということになりましたので、聞きましたところ保育所でも今作成中であるというお話がありました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」については、これは国の縦割り行政の弊害であって、ガイドラインそのものは小中学校及び幼稚園には部数は少ないけれども各学校に2部ずつ配られているんですね。ただ保育所には配られていない。これは保育所は厚生労働省の所管だということで、縦割り行政の弊害がここで生まれているんですがけれども、厚生労働省は、21年度このガイドラインについて配布も含めて検討するということを述べております。ですからこのガイドラインに生かして取り組みを進める必要があるというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 私は学校教育の方で答えていたところなんですけれども、保育所の方でもこのガイドラインが出ましたので、初年度ですからもなかなかうまくいかないところはあるかもしれませんが、学校に聞いたりしながら、これまでの幼稚園でしてきたと同じようなことを理解しながら作成して、小学校の方に上げてやることになると思います。

そうすることによって小学校の方でも、私も小学校の教員をしていて、保育所か

らは簡単なことを、本当に1人1行ぐらいの連絡ぐらいしかなかったんですけども、これからはそのガイドラインというか、保育所も幼稚園も同じように作成してあげられるということで、特に1年生を持つ先生にとっては大変有効であるなど思っておるところです。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） では、二つ目に移ります。

宮城県沖地震対策についてであります。3点質問いたします。

1995年、阪神・淡路大震災では直接的な死者数の9割が住宅、建築物の倒壊によるものであります。中でも1981年（昭和56年）の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅の多くが倒壊し、在宅中の多くの方が圧死しました。この教訓を踏まえて、1995年に耐震改修促進法が制定され、2005年に改正されました。これに基づいて地方公共団体が耐震改修促進計画を策定することになります。

それを踏まえて1点目、質問いたします。平成27年度末までに住宅の耐震化率を90%以上にするために、どのように取り組むのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それではお答えをいたします。

昨日の相澤議員に対しましてもこの耐震問題についてもご答弁を申し上げたところでございます。それでは具体的に申し上げますと、本町におきましては平成18年度末で木造住宅の数は1万250棟でございます。このうち4,115棟がただいまお話のとおり新耐震基準以前のものですけれども、昭和56年以前に建築された建物が4,115棟で49%が耐震化不足と推定されております。

このようなことから、町では町民の生命そして身体、財産を保護することを目的に、平成16年から耐震にかかる費用の一部として200平米以下の住宅で診断費用14万4,000円のうち13万6,000円を助成しております。もう一度申し上げますと、住宅で診断費用が1棟当たり14万4,000円かかるわけですがけれども、そのうち13万6,000円を助成しておるということでございます。

また、平成17年度からは耐震改修にかかる工事費の一部として30万円を上限に助成しております。さらには、避難弱者等の世帯に対しましては、さらに15万円を上乗せする制度を設けております。そして昨年9月には、今度の建築物の耐震診断

や耐震改修を計画的に促進するため亘理町耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに宮城県と同様に耐震化率を90%以上にするとの目標設定を掲げておるところでございます。

これまでの耐震診断では平成20年度末で件数にして70件に、耐震改修工事では8件に助成を行っております。しかしながら、耐震診断では危険と推定される住宅の1.7%、改修工事については0.2%しか実施されていないのが実情となっております。これらの助成事業については町のホームページ、町の広報等によりPRしておるところでございます。また昨年11月21日の町主催の防災講演会におきましても、参加者の皆様に利用促進のお願いをしておるところでございますが、耐震改修工事については、工事費が多額となり個人の負担が大きいことから、なかなか進んでおられないのが現状と思っております。

今後も耐震診断、耐震改修の必要をさらにPRし、積極的に啓蒙活動を行ってまいります。町単独での助成には体制的に限界があることから、国、県に対しましても補助制度の充実を強く要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 27年度末までに90%の耐震化率を行うと。それは町の耐震改修促進計画には27年度末に90%の耐震化率を目指すための年次計画ですね、平成21年度は幾ら、平成23年度は幾らという年次計画そのものがあるんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在のところ年次的な計画書はないわけでございますけれども、ご案内のとおり各行政区におきまして自主防災組織を結成させていただきまして、本年度中に全行政区を目標に組織化をしていただくように、行政区長さん並びに関係機関に対しましてもお願いをいたしておるところでございます。

そういう中で、やはり自主防災組織の中でもいろいろこの耐震診断あるいは補強工事について町民の方々に認識を深めていただき、さらにはこの耐震化に向けての啓蒙活動をさらに充実強化をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 耐震改修補助の上限額ですね、亘理町は30万と先ほど町長が答弁さ

れました。60万が1自治体、仙台市ですね。45万が2自治体、東松島市、岩沼市。30万が18自治体、20万が1自治体、柴田町、10万が2自治体、丸森町と涌谷町。ただし岩沼市の場合は45万ですけれども、その中にはいわゆるさっき言いました、避難者のための住宅耐震改修も含めて15万上限ですけれども、これも含めております。ですから亶理町は、実質的にはその15万を上乗せすれば45万というふうになります。

そこで県建築安全推進室の千葉班長は、自治体によってばらばらなんですね。60万から10万ですからばらばらなんです。違いは震災対策に取り組む市町村の姿勢の違いではないか、総じて仙南地域が低いというふうに述べておりますけれども、この点についてどのようにお考えですか。お感じですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど自治防災組織100%の結成でと、本年度と申しましたけれども、まずもって21年度中に自主防災組織の結成を100%にいたしたいということでございます。

また、ただいまの補助制度、それについては市町村によって10万から60万というばらつきでございますけれども、そしてまた仙南地方が低いというお話でございますけれども、その数字のデータは持っている……。

現在担当課長の方から、各36市町村のデータがあるわけでございますけれども、市町村の36の中でもこの耐震のための改修工事、診断、それらについてもない市町村も五、六市町村があるようでございます。それに対しましても、亶理町については仙南の方では一番制度的には柴田に続いていいのかなという感じの資料になっておるわけでございます。特に岩沼だけが45万、仙台市が60万、石巻が40万、栗原市、東松島市。大体この36市町村のうち30万というのが通常の市町村の金額になっておるようでございます。ただいま申し上げた仙台市、石巻、そして岩沼、東松島、そして女川町が30万以上、40とか45万になっておりますけれども、市町村では30万というのが普通の補助限度額、さらには全然やっていない市町村も10の市町村があるようでございます。

そういう中ではございますけれども、やはり宮城県沖地震クラスの地震が来ると、やはり家屋の倒壊によって町民の生命、身体に障害が出たのでは大変だという

認識を持っておりますので、今後さらに町だけでなく、国、県に対しましてもこの補助制度の拡大、増額を要望しながら、今後の検討課題とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） どの時点でデータをとるかによっても違うので、それはそれとしてお伺いしますが、亶理町の平成21年度の木造住宅耐震改修事業の事業費は105万であります。これは昨年と同じですね。ふえれば補正予算で対応するというふうに言われるかもしれませんが、耐震改修を進めるという立場であれば20年度の予算よりも当初予算でふやしても、そういう姿勢も必要ではないかと思えますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子議員さん言うのも最もだと思いますけれども、やはり前年度の実績に基づきまして当初予算で計上させていただいたわけですが、これが町民の方々が改修事業をやりたいということであれば、今申されたとおり、何ぼというか申し込みされた全額について補正予算を組みながら対応してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 国の耐震改修の仕組みとしては、いわゆる交付金制度ですね。地方交付税措置の交付金制度と補助金制度がありますけれども、亶理町はどの制度を使っているんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在は交付金制度で実施しておりますけれども、やはりその財源の内容によっては地方交付税あるいは一般財源で充ちたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理町は今交付金制度でやっているということで、例えば100万で耐震改修をした場合に、交付金制度だと補助の上限が亶理町の場合は30万ですので、国はその補助率が45%で13万5,000円、町の負担が55%で16万5,000円になります。これを補助金制度だと補助率が23%なので23万円というふうになります。しかしながら、例えば23万の内訳は国が11万5,000円、町が11万5,000円で折半でありま

す。これを200万で改修した場合に交付金制度を使えば30万ですけれども、補助金制度だと46万です。これは200万掛ける23%で46万となります。これも国が23万円、町が23万円と折半するようになります。

そこでお伺いしますけれども、いわゆる交付金制度と補助金制度とを組み合わせで実施してはどうか。一つの建物で交付金制度と補助金制度使えませんけれども、町の全体でこれは補助金制度でやった方がいい、これは交付金制度でやった方がいいという仕組みはあるんで、この組み合わせでやる方向で検討したらいかがですか、それについて答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの交付金制度並びに補助制度があるわけでございますけれども、やはりこれらについては町民の方々の有利な方法を利用して、そして町の税源もそれに伴いましてやりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） やっぱり耐震改修については町だけではできないので、国、県の抜本的な制度の充実が必要です。ですから、あす議案にありますけれども定額給付金総額2兆円、町では5億4,400万ですね。こういう財源があるのであれば、本来であればこういう耐震改修事業に使うべきだということを申し上げて次に移ります。

町営袖ヶ沢住宅及び町営下茨田住宅の耐震診断、耐震改修をどのように進めるかであります。答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町営住宅であります袖ヶ沢住宅は、昭和47年度から昭和50年度の4カ年で4階建てを4棟、96世帯分が入居できる住宅を建設しております。構造は鉄筋コンクリート造りで、コンクリートを現場で打設する工法で建築をいたしております。

また町営下茨田住宅については、昭和51年、52年度に2棟を建設し、48世帯が入居できる住宅を建設しております。1号棟が4階建て、2号棟が3階建てで、構造はPC造りといいまして工場で床、壁、天井部分を製作し、現場で組み合わせて縦横に締めつける工法で建築されております。

そこで、袖ヶ沢住宅と下茨田住宅は建築物の耐震改修の促進に関する法律により

耐震診断が必要な特定建築物であります。建築後36年経過していることから、そしてそれぞれ構造が違うことから、袖ヶ沢住宅は4棟のうち昭和47年度に建築した1棟を、そして下茨田住宅は2棟のうち昭和51年度に建築した1棟を調査すれば全体の危険度が判断できることから、平成21年度において2棟の耐震診断を実施するということにいたしております。

次に耐震改修の進め方ですが、耐震診断の結果、安全に問題があるとの判定が出た場合には、次に耐震補強の方法と改修費用について検討し、入居されている方々にできるだけ迷惑をかけないで、安全かつ経費的にも有利な工法を探ってまいりたいと。また、改修費用が多額となるような場合には民間アパート等を借り上げて入居者の住宅確保を行うなど、多面的な角度から検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず下茨田住宅1号棟、2号棟、袖ヶ沢住宅1号棟から2号棟、3号棟、4号棟のそれぞれの入居している人数ですね。それぞれ何名ですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 世帯の入居できる世帯については申し上げたわけですがけれども人数ですか。（「はい」の声あり）では担当課長の方に答弁させます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは下茨田住宅の入居世帯数につきましては46世帯、それから入居者数が132名でございます。これは2月末現在でのデータでございます。それから袖ヶ沢住宅につきましては入居世帯数が95世帯、入居者数が269名でございます。これも2月末でのデータということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） そのうち下茨田住宅1号棟、袖ヶ沢住宅1号棟の入居者数は何人ですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 下茨田住宅の1号棟につきましては入居世帯数が23世帯、入居者数が63名でございます。袖ヶ沢住宅につきましても、世帯数につきましては23世帯で入居者数が66名でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 町の耐震改修促進計画に基づいて、それぞれの下茨田住宅1号棟から2号棟、袖ヶ沢住宅1号棟から4号棟の耐震診断と耐震改修の予定時期はどうなっておりますか。

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 4月になりましたら早急にこの診断の発注をしたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私が聞いているのは、耐震改修促進計画に基づいて町としては袖ヶ沢住宅の1号棟、2号棟、3号棟、4号棟、下茨田住宅の1号棟、2号棟についていつ耐震診断やって耐震改修やるのか、その時期を明らかにしてくださいって言っているんです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、袖ヶ沢住宅については先ほどのご説明したとおり昭和47年から50年にかけて4カ年で建築したわけでございます。さらには下茨田については51年、52年、そして一番最初に古い建物を診断することによって新しい分も判定できるのではなかろうかということで、これについてまずもって最初に建てた同じ下茨田、袖ヶ沢であってもそれらを耐震して、やはり計画的に診断もし、さらには建築も計画をします。しかし、その建築そのものについても今後の財政の問題あるいは入居者の問題等を勘案しながら計画立案をしてみたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私の聞いているのは町の耐震促進計画に基づいてそれぞれの住宅の耐震診断、耐震改修はいつになっておりますかということを知りたいんです。

（「ちょっとお待ちください」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 町の耐震改修促進計画に基づいての実施計画のことだと思っておりますけれども、これにつきましては袖ヶ沢1号棟につきましては平成22年度を予定しております。それから2号棟につきましては23年度、3号棟につきましては24

年度、4号棟につきましては25年度を予定しております。それから下茨田住宅の1号棟につきましては平成26年度、2号棟につきましては平成27年度を予定しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、平成21年度に下茨田住宅について計画では26年度が……、25年度は耐震診断して26年度耐震改修ですけれども、これを前倒しして21年度に耐震診断をするというふうになったと思います。それで先ほどお伺いしましたけれども、下茨田住宅と袖ヶ沢住宅、それぞれ1号棟以外に町民の方は全体で272人、これは下茨田と袖ヶ沢住宅を入れて272人の町民が住んでおります。この町民の皆さんの命と安全を守るために、今後町営袖ヶ沢住宅及び下茨田住宅の耐震診断、耐震改修を前倒しして実施する考えはありますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについてはやはり財政的な内容もございますので、これについても計画あるいは今後の耐震の結果を踏まえまして、やはり住民の皆さんともご相談をしながらそれらについて検討をしてみたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。

災害時要援護者リストを作成し、行政区長、民生委員、社会福祉協議会、消防署などと情報を共有してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この質問については昨年の9月定例会において佐藤アヤ議員さんにもお答えしておりますが、やはり災害発生直後は公的機関の活動が分散したり、被災状況により現地に行くことが困難だったり、十分なる災害対応が不可能であることも予想されます。そのような場合、地域における自主防災組織での防災活動が最も重要な役割を果たすものと考えております。自主防災組織がスムーズな安否確認や避難活動を行うためには、鞠子議員仰せのとおり災害時に支援が必要な方々を事前にリストアップしておくことが大変重要であります。

現在、自主防災組織等による要援護者名簿の作成をお願いしております。それを踏まえて、亘理町自主防災会連絡協議会をとおしての町一本化した名簿を作成、管

理する予定でございます。この名簿は毎年更新し、町と自主防災組織、さらには民生委員等の関係機関で情報の共有化を図る計画でございます。

なお参考までに、リスト作成における具体的な方法は、行政区長さんや民生委員の方々にご協力をいただき、手上げ方式とって「災害時には支援してください」と申し出をした方、また災害時以外には使用しないので名簿をつくらせてくださいと同意をいただく方法があります。対象者としては独居老人、高齢者だけの世帯、障害者、要介護者、外国人など、災害時に何らかの支援を必要とする方々を現在考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 災害時要援護者リストを作成した自治体は、2008年3月時点では策定済みが3自治体、石巻市、大崎市、美里町であります。作成中が、この時点では仙台市、多賀城市、登米市、栗原市、大河原町、柴田町の6自治体であります。難病患者団体からの要望として災害時に支援組織となる関係者が事前に情報を共有すべきだという声も上がっております。早急にリストを作成し、関係者と情報を共有することが必要であるということを述べて、次に移ります。

三つ目、企業誘致について3点質問いたします。

町政全体の施策の中で企業誘致をどのように位置づけるのかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 企業誘致の推進につきましては、ご案内のとおり平成18年4月1日からスタートしております第4次の亘理町総合発展計画の基本計画第5章の活力あふれる産業拠点のまちづくりの中で、工業の振興、さらには主要な施策として企業誘致の推進について位置づけをしておるところでございます。

本町は恵まれた交通立地条件を活かし、積極的に企業誘致を進め、町民の方々の雇用の確保や定住促進による経済面への波及効果を考えますと、地域経済を活性化していく原動力になることから、町施策の重要な位置づけであると思っております。これからも可能な限り町が主体となって進めるオーダーメイド方式を採用し、関係機関、関係団体等の活用を図りながら企業誘致の促進に努めてまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私の考えも述べて質問いたします。

齋藤町政は、例えばソフト面、ハード面の新しい事業を挙げますと、地域協働のまちづくりではまちづくり基本条例の制定、快適環境のまちづくりでは町民乗合自動車さざんか号の運行、環境基本条例の制定。保健福祉のまちづくりではわたり温泉健康センターの開設、吉田保育所の増築、中央児童センターの建設予定。教育文化と交流のまちづくりでは逢隈小学校の増築、長瀬小学校屋内運動場の建設、長瀬小学校プール建設、荒浜小学校屋内運動場建設、亘理小学校屋内運動場建設。産業拠点のまちづくりではわたり温泉鳥の海建設というふうに、全体の町政の施策としてはバランスのとれた町政、しかも財政的にも健全化を確保しながら進めてきたというふうに思いますけれども、この路線を堅持して企業誘致だけに特化しない必要があると思いますが、この点いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま平成14年度からの学校を初めとする各施設の整備状況について鞠子議員さんからお話があったわけでございますけれども、今回の企業誘致についてはオーダーメイド方式ということで、企業から亘理町にぜひ進出したいということで今回この企業誘致に全力を傾けてやっておるわけでございます。

その中でご案内のとおり、地方分権の推進ということで三位一体の改革がございます。それに伴いまして地方に交付されます地方交付税、補助金負担金の減額等によりまして年々市町村の財政が厳しさを増しておるということで、学校関係そして公的な公共施設についてはある程度整備が終わったものと思っております。しかし、先ほどの公営住宅さらにはこの役場庁舎についてはこれからの課題かなと思っております。

これからの事業は、やはり町民との協働によるまちづくりということでいろいろとこれからも出前講座をいたしながら町民の意向を聞きながら町政を進めてまいりたいと思っておりますので、この企業誘致についてはことし、来年、2年間かけて全力で町民の方々、議員の方々のご支援をいただきながら推進を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

エム・セテック株式会社の企業誘致に伴い、町の財政負担はどのくらいになるのかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の亙理中央地区農工団地につきましては、町において用地を取得し、造成工事を実施して完成後にエム・セテック社を用地を引き渡すことしております。現在、用地買収価格や補償補てん費用は確定しておりますが、造成費用や側溝あるいは橋梁等の工事費を算定するための設計業務を会社の方に委託しており、確定した金額までには現在のところ至っておらないということでございます。

あくまでも予算での金額を申し上げますと、支出面で調査、測量、設計等の委託費、そして地権者への用地取得費、ビニールハウス等の移転に係る補償費、造成にかかる工事請負費で合計で23億12万7,000円でございます。これはあくまでも予算での計上されている予算ということでご理解願いたいと思います。

収入面では、エム・セテック社からの用地整備費として現在考えておりますのは22億8,200万円です。したがって、差し引き1,812万7,000円が町の財政負担となりますが、今後関係機関等と調整を進め、早期に実施設計を固め、全体事業費を確定したいと思っておるところでございます。

この予算は平成21年度そして平成22年度ということで予算編成するわけでございますけれども、工事とあるいは造成事業、これは予算的でありますけれども、入札の結果下がる場合があった場合についてはこの持ち出しもさらに減額になるんではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 予算審査特別委員会もありますので、そこで特別会計について質問いたしますけれども、1点だけ、エム・セテックに10アール当たり幾らで売る予定なんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 用地単価についてはご案内かと思っておりますけれども、1,000平米当たり300万円。そしてこれから造成費用どのくらいかかるかということでございますけれども、これについても今回予算措置をし、工事発注をしますけれども、やはり

それらの内容に応じて支出するという事にしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私が聞いているのはエム・セテックに10アール当たり幾らで売ら
んですかということを知っているんです。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 10アール当たり700万という考え方を持っております。その場合
については、農地、畑地、そして道路、水路合わせた32.6ヘクタール掛ける700万と
いうことをご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） では3点目に移ります。

エム・セテック株式会社に対して地元から正社員を採用するよう要請してはどうか
であります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって一般論になりますけれども、進出企業の事業展開に関し
て地域が企業側に対してお願いすることは、まず雇用を主体とした地域の活性化で
あると思っております。今までも本町では会社の企業誘致の際に地元雇用の促進な
どをお願いし、企業側としても地元雇用を積極的に推進をいただいております。し
たがって地域社会に大きく貢献されており、会社に対しても感謝をいたしておる
ところでございます。

さて、今回のエム・セテック社の本町への工場進出に対しての町民の方々の期待
は非常に大きいものがあると思っております。雇用については前々から松宮社長に
対して地元雇用優先でお願いしますと、社長に会うたびに常にお願いをしておる
ところでございます。先日の企業立地協定式の記者会見の席上で、松宮社長は雇用に
ついては「人は宝であり、景気の調整に使われるものではない」とした上で、「派
遣を切られて故郷に帰ってきた人たちを一人でも多く雇いたい」と述べられ、積極
的に地元からの正社員を採用するよう進めたいという意向があることをお話しして
おります。

本町といたしましては、今度エム・セテック社が宮城県と共に地元従業員の確保
に向けまして、ハローワークあるいは学校関係との連携を密にしながら互理新工場

での操業の効果ができるだけ早く地域に及びますよう、積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 1月30日に用地取得及び造成並びに雇用の確保などに関する立地協定を締結されましたけれども、この規定の中で雇用確保にどのような規定を定めているんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 立地協定の締結そのものについては、雇用そのものについては具体的に記入しておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 立地協定には規定されていないということですが、締結後の共同記者会見で松宮社長が重要なことを言っております。地元優先で、正社員ですね。派遣とか期間雇用でなくて正社員として採用するということを共同記者会見で述べております。これを実現していただくように取り組む必要があるというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 地元雇用はもちろんでございますけれども、できるだけ互理高校卒業生もぜひ地元雇用ということで常々社長にもお願いしておるところでございます。社長本人も地元雇用を推進したいというはっきりしたお話がございますので、今後企業が立地した場合についてはその方向で採用してもらえるものと期待もし、確信もいたしておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 最後に、エム・セテックに来てもらったと、来てもらったという感覚ではなくて、こちらに誘致したという姿勢でこの工場誘致に取り組む必要があると思いますけれども、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子議員さんの来てもらった、誘致した、その点については十分ご理解いたしますけれども、ということは互理町にもともと工場団地の敷地がなかったということ。企業が互理町に進出したいということでご案内のとおり高屋地区に

それから用地協力をもらうための地権者125人に対しましてもいろいろとご説明を申し上げ、125名の方々のご同意があったということ。この議員の中にも3名の地権者がおったわけでございます。積極的にご同意をいただいたということ。さらには町民125人の方々のご同意があったことに対しましても、広報にも上げておりますけれども、その125名の方々に感謝と敬意を申し上げておるところでございます。

そういうことから、企業のオーダーメイドによる方式でございますので、来てもらった、誘致した、それらについてお互いに会社と町が一体となった企業であるということで私は認識をしておるところでございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は緊急雇用対策のセーフティネットについて、2点について当局の見解を伺いたいと思います。

ご承知のとおり、アメリカのサブプライムローンの破綻を契機とした未曾有の世界同時不況の影響が昨年末から日本の地域産業、地域社会を覆っております。今世界は100年に一度といわれる経済不況に苦しんでおります。また我が国におきましてもこれまでの日本経済を牽引してきました製造業を中心とする自動車産業、そしてまた電気産業、こういった産業が、産業に働く雇用情勢が大変悪化をしております。この影響が各地域の産業の経営の悪化、そしてまた地方自治体の財政、こういったものを圧迫しているというのが現状であろうかと思います。こういった観点に

立ちまして、以下の2点について質問をいたします。

(1) の雇用確保の対策と充実について、まず町長の見解を伺いたいと思います。大変失礼しました。①といたしまして、農業、漁業などの人手不足が今大変心配されている。こういった業種への雇用拡大のための一つの方策について伺いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問にお答えいたします。

本町におきましても、農業、漁業における経営環境は依然として厳しいものがあると認識いたしております。ご案内のとおり昨年の燃油高騰に始まる生産資材の値上がりは農業、漁業経営を圧迫し、特に漁業においては休漁、休む、魚をとりに行かないという状態があったわけでございます。

このような中、農業や漁業での雇用を拡大するためには農地、漁船の取得と設備投資が必要となります。生産性を向上させ多くの収入を確保する必要があると考えております。現状では園芸農家による繁忙期での臨時雇いが挙げられますが、本町の農・漁業の経営形態は個人事業が主流であり、常時雇用は困難ではないかと考えられます。今後の方策といたしましては、農業や漁業の後継者育成並びに安定経営のための関連事業を、農協や漁協と協議の上、連携して推進しながら支援もしてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今町長から大変農業、漁業においても厳しいんだと、こういう話がありました。ちょっと私の調査の中で、農業法人、確かに個人の農家については人手が足りない、しかしこういった状況の中で法人を有しておりますファームですね。こういった法人への雇用者といいますかこういった方々は、これは2月25日現在なんですけど全国でそういう法人に雇用された者が218人おったと。

そしてまた一昨日、3月5日でしたか、私ハローワークの方へちょっと行って様子を見てまいりました。1月末でありますけど、農業と漁業におけるこの雇用者、求人はたったの1人でした。それで1人の退職者に対して申し込んだ人が、手を挙げた人がたったの3名。3名の申込者があったと。大変求人倍率が少ないわけでありまして。一番多いのは保安業務といいますかガードマンですね。こういった方々が多

くて、求人は多いんですがなり手がいない。こういったものが3月5日、ハローワークに行っているいろいろ調べた段階でのデータでした。

この不況の中で、今お話ありましたように第1次産業の漁業、農業は人を雇うのに絶好のチャンスだと言われておりますね。しかし今町長の話では、設備投資とかは、町内の置ける農業の実態についてはまだまだ無理があるんだということだったんですが、その点をさらに砕いて考え方を、どうすれば雇用確保、こういったものができるのか、互理の農家の実態に合った一つの施策というものはないものかですね。そういったものをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの小野議員さん申されたように、農業、漁業そのものについては、資本投資額が必要であると。すなわち漁業者であればやはり漁船の造船、さらには農業であれば耕地が必要である。そして特にほかの、さきほどお話のガードマンとかそれらについては、ある程度の指導を受ければすぐその職務に従事することができますけれども、やはり農業、漁業については経験、実績、すぐその職務についても指導者あるいはそういう方々がいなければ生産性を上げることができ得ないということで、投資額の問題と指導の問題と本人の意欲の問題、さらには所得の向上にすぐ結びつく産業ではないのかなと思っておるところでございます。

これらについてもやはり、農地であれば各地区においても耕作放棄地等がございます。それらをどうにかして一定の場所、あるいは点在する農地でなく集約できるような農地において指導者すなわち農協の営農担当の方々の指導を仰ぎながら進めることが最も大事だと。そのためにはやはりまちの方でもそういう事業を展開することになればそれなりの補助あるいは助成制度を考えてもよいのかなと思っておりますけれども、その立ち上げあるいは募集の方法、指導者の問題、農地の提供する方々の問題、それらがなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、今後の農業そして漁業を考えた場合についてはそういう方策を考えてみたいなどと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） なかなか町内における第1次産業への求人といいますか、こういったものが厳しいということは、私も実務者の一人として理解できるわけでありま

す。

今いろいろ町の施策として休耕地のいろいろな再生問題、こういったものについていろいろ事業展開しておるわけでありましてけれども、我々もいろいろな知恵を絞りながら、ひとつこういった活力ある第1次産業の活性化に向けて知恵を出していきたいと、このように考えおります。

それで今県では、国でも雇用対策推進本部ということで、町にも去年の12月につくってありますね。この対策本部の位置づけといいますか、こういったことをやるんですかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町の施政方針でも述べておるところでございますけれども、国の第2次補正の問題、さらには平成21年度におきますところの雇用対策ということで地域活性化、生活対策臨時交付金というような事業も創設されておるわけでございます。これらについても予算化措置をいたしておることでございます。

それらの事業項目については、約10件の雇用事業を展開させていただいておるところでございます。その10件の総額といたしましては、これは定額給付金は別枠にいたしますと、約2億ほどの……、2億までならない、1億5,000万ほどの予算措置をさせましてこれらの対策に当たりたいということで、これについては予算議決後早速これらの事業を展開し、そして雇用対策に結びつけてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） この雇用対策本部ではいろいろな失業者あるいは職を失った人たちの相談窓口にもなるんだというふうに理解しておりますが、対策本部を設置してから今日までどんな相談事があったか、その内容を教えていただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 実質の窓口であります産業観光課の方の課長に答弁をさせます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） まず窓口を設置したのが去年12月に窓口を設置しております。そういうことで2月下旬まで24件ほどの相談事がありました。その中の多くはやっぱり雇いどめされた方、またリストラされた方の職の職業上のどこか会社がな

いですかというのが主な件数でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ずっと関連がありますので次の質問に移りたいと思いますが。

公共工事発注の増加や緊急雇用対策の実施についてということで、まずこの辺の工事絡みについて町長のお考えを伺いたしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず公共工事発注の増加であります。過去において経済あるいは景気対策や緊急雇用対策として町単独事業をもって増額し、事業を実施した事例はなかったということをもっとお知らせしておきます。そのような時期は地方財政、とりわけ本町のような町の財政規模ではこれらに対処できる財政的余裕がなかったとも言えます。しかしながら、今回は幸いにして2点について通常の年とは違っております。

第1点目は先ほど申し上げたとおり国の第2次補正のうち、地域活性化並びに生活対策臨時交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金として1億3,487万3,000円、事業件数では10件でございますけれども、これを活用し、平成21年度事業において町が発注する予定の工事等を前倒しをして発注できることが挙げられます。第2点目は企業誘致に係る造成事業が新たに創設されることでもあります。この2点において、若干ではありますが雇用創出が期待できるものと思っております。さらには、通常ベースの工事費等も平成21年当初予算に計上いたしておりますので、これも合わせて発注し、できるだけ工事を早目に発注して雇用創出の推進に向けたいと思っております。

次に緊急雇用対策の実施についてでございますけれども、ご存じのとおり本町では平成20年12月12日に緊急雇用経済対策本部を設置し、これまで3回の緊急雇用経済対策本部会議を開催しております。産業観光課に相談窓口を開設し、企業及び町民の方々の緊急相談を行うとともに、中小企業者の経営の安定を図るため、中小企業振興資金の融資限度額を700万円から1,000万円に増額いたし、中小企業者を支援しております。また、国、県の緊急経済安定資金すなわちセーフティネット資金の申請は2月末で33件となっております。

緊急雇用創出事業といたしましては、観光客サービス促進事業、地場産品を使っ

た新メニュー開発促進事業、そして図書館蔵書点検管理事業、体育施設の管理及び環境美化事業、さらには託児指導員緊急雇用事業を実施することで16人の臨時職員の雇用促進を図っております。また、本年4月1日スタートしますふるさと雇用再生特別基金事業としては、観光拠点施設利用サービス向上事業ということで、伊達なわたり滞在型観光推進事業、そして亘理町耕作放棄地解消事業、協働のまちづくり推進運営事業を実施することで、委託先において新たに16人が雇用され、合わせて36人の緊急雇用が図られるものと考えております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長から、国の2008年度の第2次補正予算が、関連法案が可決したということで、そのお金が各地方に案分されたということでもありますので、以下関連した質問になろうかと思いますが、これまで亘理町では昨年の工事発注ですね、これを見ますと500万以上の工事発注が23件で、ことしもいろいろ、ことしの施政方針を見ると土木費全体はちょっと減額になっておるんですが、今言った企業誘致の造成工事とか、あるいは中央児童センターの建設とかですね、こういったものを見れば明るい材料があるのではないかというふうに思うわけであります。

そこで、この工事発注に当たっては、私は地域活性化のためにやっぱり地元の業者を優先して施工に当たるべきでないのかなというふうに考えおりますが、町長の考えはいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって道路工事あるいは側溝工事、それらについてはできるだけ早く工事発注いたしたいという考え方を持っておりますけれども、ご案内のとおり亘理町が農地地帯が多いということで、注水が4月下旬から入るということで、特に側溝と道路各工事の場合についてはどうしても冬というか秋ころから工事しなければならぬ。と申しますのは、やはり水が来ておるときに工事をやると、水かえのための経費がかさむということで工事ができない。そういうことからできるだけ農地地帯を除いた山間部とかそういう関係をできるだけ早く発注をいたしたいと思っております。

そして第2点目の地元雇用ということで、地元企業現在13社ございますけれども、やはり現在のこの土木工事関係の建築関係も年々厳しさを増しておるようござい

ます。しかし、これらについてもやはり国の方での一般競争入札でやりなさいとか、そしてできるだけ透明性の高い内容で発注しなさいということでございますけれども、やはり地元の企業、そして働いている方々も地元の方々が多ということから地元優先的な指名競争入札ということにいたしておるわけでございます。しかし、金額によってはやはり一般競争入札にしなければならないというケースもあるわけでございます。そういう法的な内容もございますので、その辺を十分勘案しながら工事発注を進めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長の答弁の中で一般競争入札と指名競争があるんだということ、十分私も理解しております。しかしその辺はずっと今までの今日までのいろいろなデータを見ますと余り心配しなくてもいいのかなというふうに思うわけでありましてけれども、せっかくのチャンスでありますから、ひとつ亘理町内の活性化に向けて一層の配慮をお願いしたいなというふうに思うわけでありまして。

一昨日、関連する耕作放棄地の業者の方がずっと見回りをしてまいりました。二、三人の方々といろいろなお話をしてまいりました。「いや大変。この仕事余りもうけないんだ」と、簡単に言えば。「しかし遊んでいるよりいいんですよ」と、みんな喜んでいるんだということでありました。ですから、少しずつでもこういった仕事を案分しながら町内の業者ですね。業者といいますかこういった方々を機能させるようなひとつ施策を、今後とも講じていただきたいというふうに思います。次に移りたいとおもいます。

（2）の緊急雇用対策における臨時職員の採用について伺います。

2月下旬より、正確に申し上げますと2月16日締めきりだったと思いますが臨時職員を採用しておりますが、この採用における法的な根拠が何ですかということのひとつ教えていただきたいなど。いろいろ地方公務員法の第3条とか22条とかいろいろあるわけでありまして、その辺についてちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 臨時職員の任用につきましては、ただいまお話のとおり地方公務員法第22条第5項に規定がございます。その条文を申し上げますと、人事委員会を置

かない、人事委員会というのは県並びに政令都市が人事委員会を持っておるわけ
でございますけれども、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者
は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6カ月をこえない期間で臨
時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を6カ月
をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」とい
う、この地方自治法第22条第5項に規定されておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 22条の第5項だということでありますので理解をいたしました。

この関係については、先ほど町長から新しい緊急雇用制度創設の中でこの一環だ
というふうに、私質問するのでありますが、2番目の質問に入りますが、募集につ
いて採用期間を6カ月にしたんだという根拠、今話ありましたので十分理解しまし
たので、ここはもう答弁要りません。そしてその6カ月の根拠は、要は6カ月を22
条の5項では6カ月を超えて採用してはいかんよと言っているわけですよね。です
からこの6カ月の採用の根拠については理解をしました。

それでこの2月16日現在で募集、手を挙げた方々、人数と男女別、それを教えて
ください。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 総務課長の方に答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） まず応募された人数から申し上げますと、応募者男性38名、女性
34名、合計72名でございます。この72名のうち、他の会社に採用決定したと、そう
いう理由でご辞退した方が4名でございます。したがって、実質の応募者は68名で
ございました。以上です。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） トータルで68名だと。ちなみに外国人はありましたか。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 残念ながらおりませんでした。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 68名の応募の中から大変難関をくぐって16名しか採用できないと、

大変厳しいわけでありますが。この関係で先ほどの条文の22条の第5項の中で、6カ月を超えてはならないよということでありましたね。逆に、その6カ月を過ぎてまた人を使わなくちゃならんという事態が出てこようかと思います。それらについては、その雇用した人を一たんそこで整理をして再雇用というか、こういった方策はあるのかどうかです。ここ教えてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今回の緊急雇用対策の中で、6カ月を一応基本としますが、その業種によりまして再度更新、6カ月までですね。したがって1年ですか。更新することができると、そういうふうに事業推進の中でうたわれている業種もございます。したがって、そのような事業については6カ月後再度更新、6カ月の更新ですね。可能であると、そういうことでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 3番に移りたいと思います。

それぞれ今回の採用に当たってはお話ありましたように、鳥の海温泉で働く人、それから体育館で働く人、それから図書館で働く人、ありますよね。こういった事業所の労働時間と休憩時間どうなっているかの。それについてまずお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず図書館蔵書点検管理事業、これについては図書館については、早番と遅番という形をとっております。早番が午前8時45分から午後5時30分までの8時間で、休憩時間が正午から零時45分までの45分間です。遅番は午前10時15分から午後7時までの8時間で、休憩時間が午後1時から午後1時45分までの45分間です。

続いて地場産品新メニュー開発促進事業のわたり温泉鳥の海については、勤務時間は基本的には午前6時30分から午後7時までの間で8時間勤務のシフト制となっております。休憩時間は勤務時間の中間に1時間を設けております。なお、繁忙状況により休憩時間がずれ込むことについては本人からご理解をいただいております。

また、観光客サービス向上促進事業での勤務時間も午前6時30分から午後10時ま

での間で8時間シフト制としており、休憩時間は1時間ということでございます。

体育施設管理及環境美化事業の勤務でございますけれども、これについてはご案内のとおり、B&G海洋センター体育館については我々と同じように、本庁舎と同じように午前8時30分から午後5時15分までの8時間で、休憩時間が正午から零時45分までの45分となっております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 休憩時間、労働時間については労基法の34条で定められておりますね。せっかくの機会でありますからちょっと条文を読みますと、使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を与えなさいと、そして8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えないということでもありますから、今町長の答弁を聞きますと、この辺は十分遵守されるというふうに私も理解しております。

それで、この臨時職員の方々、仕事の内容によって8時間を越えて働くということはあるのですか。その辺お尋ねしたい。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今回の緊急雇用対策で採用された臨時職員については基本的に勤務時間は8時間をお願いをしております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 了解しました。

もう1点ですね、次の質問に移ります。例えば臨時職員が途中退職といたしますか、そうした場合に欠員が生じますね。こういった場合についてどのようにお考えかお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業は補助事業でございますので、欠員が生じた場合は、途中退職した月日にもよりますが、今回応募された方の中でまだ就職していない方にお声がけをすとか、さらには町の方で毎年っております臨時職員登録簿というのがございます。それらにお話しをして欠員を生じないようにやりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひとも、私は雇用の拡大をどんどん図るという観点からすれば途中欠員が生じた場合においては、それは任命権者の名において採用していただきたい、このように要望をしておきたいと思います。当然ながら退職金についてはないというふうに理解していいですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 了解いたしました。

では⑤に移りたいと思いますが、採用した臨時職員へのスキルアップについて伺いたいと思います。どのようにお考えか町長からお願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今回の緊急雇用創出事業における臨時職員の採用は、失業者に対する短期の雇用、そして就業機会を提供するもので、技能の習得や訓練については特段考えていないということでございます。なお、各職場ともに所属長あるいは上司や先輩から担当する業務内容や勤務条件などについてご説明をし、その上でやはり臨時職員であってもその業務に円滑に従事できるよう、上司並びに所属長に申しつけておりますのでトラブルのないようにいたしたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 臨時職員という短期雇用という観点から、この辺についてはやむを得ないのかなというふうに私も理解します。

関連がありますので次の質問に移りたいと思います。平日での勤務となりますので、次の、例えば働いている方々が就職活動に支障が出てくるんじゃないのかなというふうに思うわけであります。例えば、この雇用されている期間にハローワークに行ったり、そういった就職活動をしたいんだという場合においてはどのような対策といいますか施策を講じるのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど来の緊急雇用創出事業でございますので、この方々は職業を離職された方々でございますので、その次の雇用までの短期の雇用、就業機会を提供

するというので、まずもって生活の安定を図るための緊急的に実施したものでございまして、次の雇用のための就職活動については積極的に行っていただきたいと思っております。と申しますのは、各職場においては、ハローワークに行かれるときなどは、その業務はほかの職員でカバーすることなどで対応するよう、所属長に指示をしております。なお、わたり温泉鳥の海の勤務では平日に勤務しない日がございまして、図書館においても月曜日は休みということでございますので、就職活動は幾らかでもできるものと思っておるところでございます。平日でのハローワークに行ける体制づくりということで考えております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひともこういったことで働く人の支援体制を確立していただきたいと思っております。

3月5日に、ハローワークに何年ぶりに行ったらびっくりしました。担当者の方といろいろお話を聞かせてもらったら2,000人ずつ毎日来るらしい。私は午後4時ごろ行ったんですが、もうパソコンのあのモニターの前はびっしり満員で、あいている椅子がないと。待合室ももう年を、男女問わずずらっといっぱいだったというような状況であります。ぜひとも応援していただきたいなと思うわけであります。

最後の質問になりますが、今回、今質問したのは2月16日の第1次の募集だったと。また第2次の募集が、先ほど申し上げました第2次補正予算の関連法案が成立した段階で第2次の募集ができましたね。この関連について、漏れた人。例えば16名中、六十何名中から16名採用して、あと漏れましたよね。今募集していますが、3月の16日まで、こういった方々の関連で、前回募集、手を挙げた人は再度この3月16日締めきりのこの募集に、例えば手を挙げなくちゃならないのか。その辺ちょっと教えてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） もう一度確認しますが、第1次の緊急雇用で応募された方が68名、そのうち採用した方が11名、残念ながら不採用になった方が57名おります。そこで、今般新たに4月1日からの緊急雇用対策ということで託児指導員緊急雇用事業などを現在募集中でございます。その募集の中で当然前回、第1段階で不採用になった方もまた今回応募されております。現在そういう方々4名ほど来てお

ります。私ら方、事務局においては当然そういう方々も窓口を広げましてどうぞ応募してくださいと、そういうご案内も、聞かれた場合にはしております。そういうことでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひともそういった方向でお願いしたいと思います。

最後になりますが、平成21年度は、今お話あったように、いろいろな公共工事と
いいですか、最近にないような大型の工事が出てくるのかなと。それでこういった
工事の中で、経済不況が一日も早く、せめて互理から発信して、活性化に向けて発
信できればなというふうに願って私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後0時57分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6番。高野孝一議員、登壇。

〔6番 高野孝一君 登壇〕

6番（高野孝一君） 6番、高野孝一です。

地震防災に関しまして今一般質問3人目になりますが、当局側は飽きずにお答え
ください。お願いいたします。

小中学校の防災マニュアルの中で、地震災害時の予防対策と対応について伺いま
す。

地震調査委員会が平成20年1月1日現在で発生確率を発表した数字を見ますと、
これはマグニチュード7.5から8のレベルでございます。10年以内に60%、20年以
内に90%以上、30年以内に99%というふうな数字を出しております。過去の宮城県
沖地震の繰り返しのデータを見ますと、1793年にまず1回目、これはマグニチ
ュード8.2だそうです。2回目が1835年、これが間隔にしますと42年たっております。
3回目が1861年、これは26年過ぎております。1897年、これは35年が過ぎます。

1936年、これは前の地震から見ると39年の間隔があります。そして皆さんが一番身近に感じております宮城県沖地震、これは1978年6月12日、マグニチュード7.4です。これは前回の地震から見ると間隔が41.6年で、この六つの地震の間隔の平均を見ますと37.1年であります。最短で26年、最長で42年です。ですから、最短でいきますともうとっくに30年が過ぎておりますので、地震が来ていると。最長で考えますと、宮城県沖地震から30年過ぎておりますので、あと11年ぐらいには来るといふような予想ですけれども、一応地震の方の関係から見ると32年以内には99%といふような数字が出ております。

それで宮城県沖地震がどうだったのかと、30年前になりますけれども、これは午後の夕方5時14分です。津波に関しては14センチから22センチ、県内の死者27名、負傷者1万962、住宅全壊1,377、半壊が6,123となっております。

ちなみに亘理町の場合はどうだったかというふうなことですけれども、亘理町地域防災計画の後ろに載っておりました。死者がゼロ、重傷者7名、軽症者1名、全壊が8世帯、半壊が60でございます。その後の平成15年5月21日にも地震がありました。これはマグニチュード7.0で、亘理町の場合震度5強となっております。

その地震の形といいますか起こる場所なんですけれども、これ二つあります。海洋型地震、海溝型地震ともいいますけれども、これは今お話しした宮城県沖地震が一番わかる例だと思います。これには単独と連動という形があるようなふうには書いておりました。もう一つ、活断層による内陸部の直下型地震。これは平成15年7月26日の早朝にマグニチュード6.4、震度が6強を観測した宮城県北部連続地震でございます。これは南郷町とか矢本、鳴瀬町の方でかなりの被害が出ておりました。一番近いところでは岩手・宮城内陸地震、それと阪神・淡路大震災、これは1995年1月17日に起こっております。

宮城県で知られる活断層といいますと、長町利府線断層帯。これも宮城県沖の地震と肩を並べて宮城県が想定地震というふうに位置づけて発表しております。この活断層が予知が大変難しく、直下型であるために被害が甚大であります。実は活断層、亘理町にも関係しておまして、双葉断層というふうに名前がつけられております。これは南が原ノ町ですね、今の南相馬市です。そこからずっと北上いたしまして亘理町の長瀬というところまで来ております。ここまでの話で町長が認識して

いただけますでしょうか。ここまでの内容で。

議長（岩佐信一君） 何でしょうか。質問ですか。

6 番（高野孝一君） いや、この話を認識いただいて次に入るんです。というふうな今までの……

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 十分理解をしております。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） はい。ありがとうございます。

それで、この双葉断層の概要なんですけれども、まず概要はどうかといいますと、東京電力が新潟県の中越沖地震を踏まえて福島第一と第二原子力発電所の陸域と海域の地質調査をしました。それによりますと、過去の活動がかなり前であるということから、耐震設計上考慮すべき活断層ではないというふうに評価しております。しかし、いつ起きるかわからない双葉断層の地震。起こらないかもしれませんが、亘理にも断層があるという事実は何かの形で町民の皆様には知らせるべきではないかと思えます。地域防災計画書、防災マップにはその文字が1文字も見当たりません。これに関して、今後新しく発行する防災マップ等に名前を記することが可能かどうか町長にお聞きいたします。（何事か呼ぶ者あり）いや、そういう地震が、認識があるとないので地震防災に関係があるんです。

議長（岩佐信一君） それはそうなんですけれども、この通告文には載っていないものですから。中学校関係のあれですので。

高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 中学校の地震でも宮城県沖地震も関係しますし、この活断層の地震も関係あるかもしれませんので、その辺の知識は少しでも町民にわかっていただければ、普段の防災訓練のときに役立つんじゃないかというふうに私は言っているんです。

議長（岩佐信一君） それと質問とは別問題だろうと思うんです。みんなに知ってもらふのと。どういうことを聞きたいのか簡便にお願いします。

6 番（高野孝一君） わかりました。ではそれは飛ばします。

そこで町内各小学校の防災、減災、または実践的な防災教育について伺います。

まず初めに被害想定でございます。これに関しては亘理町地域防災計画書には被害想定が記されております。これでございます。亘理町の10の小中学校、学校で被害想定という項目、私ここから1番から7番まで書きましたけれども、これはあくまでも私が考えた項目です。これに類するような被害想定は10の学校でつくっておりますか。

町 長（齋藤邦男君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 被害想定についてということですが、町の方と同じように宮城県沖地震と同じような地震が起こった場合にはどうしたらいいかということで考えていると思います。以上です。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 想定なので、地震が起きたらどうするかじゃなくて、地震が起きたらこうなるというふうな数字、事例、結果を書くのが地震想定なんですね。それがないと、これが地震想定ないとこれからのその次の予防対策とか直後の対応のマニュアルができてこないと私は思うんです。この内容とは違っても学校の方でこの被害想定は出すべきじゃないかと思います。今はできていないということで、では一つ一つ質問に行きますけれども、①になります。自然災害、これ自然災害はどういうふうなことを想定しておりますか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） いろいろ考えられますけれども、学校関係で言うと、今話題というか話になっています地震、それから津波、風水害、大雨、大雪、強風、それから大水ということになるかと思えます。そして亘理は阿武隈川の河口にもなっておりますので、亘理に雨が降らなくとも福島県の方で大水が出れば阿武隈川に堤防の決壊も考えておかなければならないと思います。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 教育長、あくまでも地震関係の部分でのお話を聞きますので、大雨の洪水とかというのはまた別に。地震のことでということで。

議 長（岩佐信一君） もう一回整理してください。地震そのものだけでいいんですね。

6 番（高野孝一君） 地震だけです。

議 長（岩佐信一君） 通告文には災害となっているもので。

6 番（高野孝一君） いや地震災害です。

議 長（岩佐信一君） 自然災害と……。

6 番（高野孝一君） 地震災害の予防と対策です。

議 長（岩佐信一君） 通告には自然災害となっているもので、地震と限定……。

6 番（高野孝一君） ああ、その中ですね。

議 長（岩佐信一君） そういう意味。

6 番（高野孝一君） 地震の中で起きる、例えば私が聞いたかったのは液状化、地震による地割れ、地震によるがけ崩れ、地震による津波というふうなことを聞いたかったです。ちょっと意見の相違がありました。

それで、液状化関係、あと津波関係に関してはどこの学校でどういうふうに想定をしているかお伺いたします。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 地震でその液状化になるとか、それから地割れとかいろいろあるかと思えますけれども、そこまでは考えておりませんで、学校で考えておりますのは建物から安全に避難するというところぐらいで、あとはうちに帰れない場合にはどうしたらいいとかそのぐらいで、そんなに、液状化になった場合、それから地割れになった場合というところまでは想定しておりませんです。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） もう一つは津波を方を聞いたんですけれども、津波はあるのかなのか。それは想定しているのかどうか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 被害につきましては亙理町のその地震とか津波とかそういう資料がありますね。それらを参考にしながら想定しているところです。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） どこの学校で津波、被害想定しておりますか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 学校とすれば荒浜小学校、中学校、それからあと長瀬小学校の海岸よりということ、一部ということになると思います。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 次、②に行きます。

災害、地震のときに防火扉との関係がございます。防火扉ですので単純に考えますと火事で閉まるのかと思うんですけども、実際地震が起きて近所といいますか近くで火災が起きたり何だりしますので、多分防火扉は閉まる、地震でも閉まるのかと思いますけれども、この防火扉について、地震が起きたときに自動で閉まるのかどうか。防火扉があるのかないのかまずお聞きして、ある場合は地震でとまるのかどうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 防火扉は、余り細かいところまでわかりませんが、大きい建物では全部あります。小中学校全部、一カ所だけでなく何カ所かに区切ってあります。それから防火扉は火災報知器と連動して閉まるようになっております。その点検は防火設備の点検として専門業者に委託しております。年2回実施しており、3年ごとに消防庁にその結果も報告しております。地震がもとで火災が発生した場合には、仮に停電中であってもバッテリーが働き、防火扉が閉まるようになっております。

それからこれはつけ足しになると思いますが、私も学校にいたわけですけども、子供たちが遊んでいてというか、防火扉にさわって、それで防火扉が閉まるということもありました。それでその少しの動きによっても扉がしまるようになっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） これは地震では閉まりますか。例えば閉まるとすれば震度幾つくらいから。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 震度幾らかというところまでは把握しておりませんが、今言いましたように子供たちが特に何げなしにさわったときも閉まることがありますし、さわってもしまらないというか、少しさわっただけで閉まるのと、あとその場所によって違いますけれども、感度が違うといったらいいんでしょうか。でも閉まるようになっていくところなんです。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） じゃあ③に行きます。

ガラスの散乱、想定しているかしていないか。蛍光灯の落下、想定しているかしていないか。本棚等の転倒、想定しているかしていないか伺います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 昭和53年度の宮城県沖地震のときには校舎のガラス窓が粉々に壊れて飛散したり散乱したりということは、それから蛍光灯が落下したということはありませんでした。各学校でガラスが壊れたといってもひびが入ったとかというようなことはありましたけれども、その粉々に落っこちるということはありませんでした。

また、本棚、書庫、ロッカー等が転倒したということもほとんどありませんでしたが、書庫の中に入っていたもの、それからロッカーの上に載せていたものがかなり散乱したようです。

私は逢隈小学校にその当時いましたけれども、実際にそのときの地震は南北に揺れたんです。ですから南角の方にあったロッカーの上にテレビが置いてありましたが、そのテレビがずっと北側の廊下付近のところまで移動しました。でも南北に揺れたのでそのテレビが棚から落っこちるということはありませんでした。東西に揺れたらもしかしたら落ちたかなということも後で考えた次第です。

今後の想定としましては、ガラスの散乱、蛍光灯の落下、本棚等の転倒も考えながら対応していきたいと考えております。なお、各学校では本棚、ロッカー等の転倒防止策を実施していますが、まだ完全でない学校もありますので、今後さらに推進してまいりたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） わかりました。では次です。

地震が起きたときの子供のけがも考えられると思うんですね。考えられるのは今言ったように本棚の転倒とかというのも考えたんですけども、今言ったようにある程度防止しているということで、次に考えられるのはガラスの散乱なんですね。それ等でけがするだろうというふうな人数は想定していますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 前にもお話ししましたけれども、宮城県沖地震のときには幸いというか5時14分ですので小学校の子供は一部校庭で遊んでいたくらい。あとまた中学

校でも部活動をしていたと思われかもしれませんが、幸いけが人もありませんでした。

しかしながら近い将来に発生すると予想されるその地震ですけれども、各小学校で負傷者の数が何人だろうというところまでは想定しておりません。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） それでは次に行きます。放送設備は使えるというふうに認識しているかどうか、お答えください。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 各学校とも一斉の放送設備と非常ベルの設備をしております。しかし、停電の場合は非常ベルが作動しますけれども、非常ベルはバッテリーで行われておりますので作動しますが、放送設備は使うことができなくなりますので、その場合は非常用のハンドマイクで対応することとしております。亘理中学校は新しい校舎なので停電でも非常放送が使えると聞いておりますが、ほかの学校はそういう設備はありませんのでハンドマイクで連絡しなくてはならないと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 次にライフラインです。停電は起きると想定しているか起きないと想定しているか。断水は起きるか起きないか。校舎内トイレは使用できるかできないか。お答えください。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 昭和53年の場合をたびたび出すんですけれども、そのとき各学校の電気は間もなく復旧しましたし、水道管は特に大きな損傷はありませんでした。なお、昨年の5月に仙南広域水道の事故で数日間断水がありましたけれども、そのときも各学校とも受水槽それから高架水槽の水道を効率よく活用して対応したところですので、ですから、数日間といいますか二、三日のうちであれば高架水槽の水を使ったり受水槽を使ったり、それからトイレであればプールの水を使ったりすれば、余り長期間は無理でしょうけれども、短期間であれば何とか対応できると思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 次の通信手段です。例えば固定電話が使えるか使えないか。携帯電

話が地震当日使えるかどうか。それ、どういうふうに判断しておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 現在、学校で通信手段として考えられているのはまず有線電話、普通の電話、一般電話ですが、それから2番目に携帯電話。それから3番目はメール。4番目、登録している保護者の携帯電話への自動でのメールを送信する、eメッセージPro2というそうですけれども。また5番目は災害用伝言ダイヤル171があります。このうち各学校の有線電話は災害のときの避難場所に指定されていることから災害時有線電話に指定されていますので、電話統制がかかっても1回線は優先に通話できるものと思われま。

なお、停電の場合は各学校にあるルーターのバッテリー（乾電池）により通話が可能です。また避難場所の関係で災害対策本部から無線機が配備されたときはそれを活用いたします。しかし予定どおりにいかない場合もあろうと考えられますので、その場合には学校の職員が出向いて連絡することを考えなければならないと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） あくまでも被害の想定についてお聞きしたので、そのときどうするかというのは（3）に行っちゃいますので、質問なくなりますので、一応あるかないかという程度で。じゃあその後どうするかというのは後で聞きますので、余り先走ってお答えしないでください。

ですから、地震になったときにこういうふうな起こるんですよというふうな一覧をつくっておけば、これを一つ一つ、地震が起きたときどうするああするというふうな解決策が出てくるんですね。それが一番最初に私聞きましたけれどもまだつくってないというふうなことで、これは早急につくるべきではないのかなというふうに思います。ただ、项目的には私が考えたこの7つだけですけれども、それはまた現場に携わる教職員の先生方もしくはその教育委員会の皆様の中でお話ししていただければと思います。

それでその次の災害予防対策、（2）の予防対策になります。

①学校周辺の通学路の危険度の調査、これはいろいろあります。ブロック塀の倒壊、火災、津波、ガラスの破壊。例えばブロック塀に関しては当然これは通学路と

ということで10の小中学校、距離にするとかなりの長い通学路になると思うんですけども、この辺の危険度の調査というのはどの辺までやっておりましたか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 学校周辺通学路の危険度の調査ということでございますけれども、回数や時期は違いますけれども、それぞれの学校で実施しております。ほとんどの小学校では毎月1回実施しております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ブロック塀の調査毎月1回やってるんですか。これは年に1回くらいやれば済むのかなと思うし、このブロック塀に関しては先生に危険度を調査してもらってというふうな状況でしょうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） その調査の方法もでしょうけれども、その各家々のブロック塀がとどころまではいかないと思いますけれども、ここにブロック塀があるなど、倒れたら危ないなというようなことぐらいの調査で、そんなに細かいところまではしておらないと思います。私が今答えているのは各学校の、小中学校の地震災害時の予防対策と対応についての調査ということで各学校から上がってきたものを見て答えているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 子供たち、安心して学校に通う通学路はやはり行政等とかで安全を確保するような調査するべきだと思うんですね。で、この地域防災計画の中にもブロック塀等の安全対策、都市建設と教育委員会というふうな括弧書きで名前があります。町は県の協力により通学路のコンクリートブロック塀、石塀の重点的な安全点検を実施するとともに、耐震補強方法を指導し、安全管理の徹底を図るものとなっております。これはやっておりますか。（「済みません、もう一度」の声あり）

これです。この中のブロック塀等の安全対策というふうなことで、括弧として都市建設課、教育委員会となっております。中身を読み上げます。町は県の協力により、通学路のコンクリートブロック塀、石塀の重点的な安全点検を実施するとともに耐震補強方法を指導し、安全管理の徹底を図るものとする。これは当然子供た

ちの通学路の安全を確保するというふうなことを重点的に考えた文言だと思いますけれども、それをしていますかということです。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 学校関係ということでございますけれども、亘理町には平成16年に亘理町スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業、補助事業、対象事業要綱をつくっております。それに基づきましてブロック塀の撤去費用については15万円を上限、さらにはフェンス等については10万円ということで要綱で定めておるところでございます。その要綱に基づきまして各学校の方で調査をしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ですから、その安全か安全でないか、ブロックをだれがどういうふうにして見分けるんですか。先生にお任せするということですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その調査事項については県と町ということでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） そうすると、県と町が年に1回か何年かに1回か通学路に関するブロック塀を見て歩くということですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この要綱に基づきまして平成14年度と15年度、2カ年にわたってこの学校周辺にかかわる危険ブロックあるいはフェンス等の調査を実施したところがございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 実施して、悪い箇所は随時直しているというふうに理解していいですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについてはあくまでもそのブロックあるいはフェンス等については個人所有物でございます。本当に危険な場所については、ぜひこの補助要綱に基づきまして改修などを行っていただきたいという趣旨の説明をしておりますけれども、なかなか個人的な負担も伴いますので、その辺についても今後やはりそういう

本当に危険な内容については指導、助言をしまいたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 地震は必ず来るという前提でお話ししています。そのときに地震が来るのわかっていて、この場所が危ないとわかっていて、子供がけがするんですよ。わかっていて子供がけがするんですよ。それは確かにけがして重傷かもしれませんけれども、ある程度事前に措置すれば軽症で済むかもしれません。そういう対策は、もう絶対来るという地震を想定して早急にやるべきじゃないのかなというふうに思います。

実は学校の方にお聞きしに行きました。それで、なるべくブロック側は歩くなと、ブロックを離れて歩きなさいというふうに子供たちには指導しているそうです。ただ、小学校低学年の子供にブロックから離れて歩けっていても結局遊びながら、蛇行しながら歩いたり何だりしてますので、それはなかなか先生が言ったとおり子供は行動はしないと思いますけれども、やはりそのブロックがなかなか改修できない場所は、そういうような先生方からの、ちょっと1メートルぐらい離れて歩きなさいというふうな指導も必要ではないのかと思います。とにかく早急に危険度のあるところから改修、撤去して、より安全な通学路を確保するようにお願いしたいと思います。

それとガラスの破片ですけども、これも学校の先生に聞いたら、やはりガラスの破片が想定しているそうです。それで想定していて対策は打っていないと。これはきのうの相澤議員さんのお話にもありましたけれども、一番いいのはやっぱりガラスにフィルムを張るっているのが一番いいんですね。ただ、お金がかかるっていうような部分がありますけれども。ありますけれどもやはりこのブロック塀のことで繰り返すわけじゃありませんけれども、最小限の被害で済むように、やはり私たちができることがやっぱり少しでもやるべきじゃないのかなというふうに思いますので、これは逢隈中学校に関しては1階のガラス窓には若干フィルムが張られております。ただ、地震の場合、1階が震度6弱でも上に行くにつれて6強というふうに揺れが激しくなりますので、1階だけフィルム張るよりもやはり2階、3階の方が揺れが大きくなりますので、やはり上の方の階の方にも当然フィルムがあれば一番安全ですけども、その辺の対応というのはどういうふうに考えておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ガラスの破片が飛び散らないようにというので、フィルムを張れば少しはいいというのはわかっておりますが、お金もかかることですので検討してまいりたいと思います。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 確かに何でも金かかるんですけども、亘理町をこれから担う子供たちを安全で育てるというふうな観点から、ぜひ金、金とじゃなくて前向きに実行するというふうなことで考えてください。

それで次の②です。校舎、校地内の安全点検、これにつきましてはほとんどの学校の方でお答えいただきました。毎月1回1日の日に安全点検をしているというふうなことですので、これは省きます。

③さまざまはケースを想定して防災訓練等の地震防災教育を行っておりますかということでございます。これはいろいろなケースが考えられます。授業中、休み時間、体育の時間、放課後校庭で遊んでいると、また廊下にいるというふうな想定で避難訓練を行っているかどうかということでございます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） まず、ほとんどの学校で訓練等は年2回実施しております。6月12日前後には主に地震を想定して避難訓練をしております。それから11月から12月になって学校で火を使うようになったときにはそのときの火災を想定して秋に避難訓練をしているところです。それからその避難訓練をしたときにはその消防署の方から講評を聞いたり、それから防災に関する講話を聞いておりますし、あと校長やそれから学級担任から避難の仕方なり常日ごろの安全についての考え方をお話を聞いている。子供にとっては聞く、学校側としては指導しているということです。

それから、全部は持ってきませんでしたけれども、荒浜小学校のコピーを持ってきたんですが、授業中に行った防災というか主に地震ですけれども、地震が起きた場合、それから休み時間に起きた場合、あと放課後に起きた場合というようなことなどについて別々に予定表、実施計画表というのをつくっているところと、あとそれから特に定めないでつくっているところがあるようです。それぞれの学校で、やっぱり一つしかつくっていないところでも、形にはあらわさなくてもちゃんとそれ

ぞれの場合にどうしたらいいかというのを常日ごろ子供たちに指導しているようです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 私聞いたのはさまざまなケースっていったって例えを挙げたんですけれども、例えば授業中、普通避難訓練、地震防災訓練といいますと大体授業中、教室に座ってベルが鳴るとか鐘が鳴るとかということで一斉に避難するわけですけれども、必ずしもそういうふうな状況のときに地震が来るとは限りません。ですから繰り返しますけれども、このクラスは普通の一般の授業中だと、このクラスは体育館で授業していた、体育の運動をしていたと、そしてもう一人はちょっとまだ教室に入らないで廊下にいたとか、逆に休み時間だというふうなときに地震が起きます。そういうふうなときにその子供たちの身の安全を確保するための行動をとれる人がいるかどうかということなんです。一応練習では教室に座っているというようなパターンではやっていますけれども、そのさまざまなケースのときにさまざまな対応ができるかどうか。それをやってくれる責任者がいるかどうかということを知ることがあったんです。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） これはどこの学校のかわかりませんが、いざというときにということでは職員の対応という、こういうのがあるんですが、授業中の場合、それも教室にいる場合、それから体育館の場合、校庭にいる場合にはそのまま静かにしているということになると思うんですが、そのほか休み時間、教室にいる場合、それから教室以外の場合ということで考えているようです。それから登校、下校の場合がどうしたらいいか、あと放課後の場合もどうしたらいいかということなども、それぞれ学校によって決めており、子供たちに指導しております。

その指導はどうなるかということ、授業中の場合には先生がそのまま指導できるわけですけれども休み時間の場合には……。読みますと、校内放送が入るが、先生がいれば、教室で先生がいればすぐ指導できるんですが、いない場合には校内放送が入ると。地震になった場合には子供たちはすぐに机の下に避難させると。廊下にいる場合には子供たちを教室に入れて机の下に避難させると。揺れがおさまった場合にはまた校内放送を聞くというように。それから教室以外の場合にはできるだけ早

く自分の教室に戻ると。同時に、廊下にいる子供たちを教室に入れ避難させるということで、自分の教室に行く場合にほかの子供と交差してぶつかったりした場合も困るので、そのほかの子供も教室に入れるということになっております。それで揺れがおさまった後にはまた校内放送の指示を聞くということになっておりまして、どこまで子供たちが徹底しているかというのはなかなか難しいところですが、それぞれ授業中、休み時間の場合、校舎内と校庭にいる場合、あと登校、下校のような場合にそれぞれその場を設定して指導しているようです。ようですというのは、どこまでそれがこの紙に書いてある、学校では年間計画としてこういう運動会はどうする、学芸会はどうする、それから地震になったらどうするというのは年間計画表として1冊にまとめてあるんですが、それがどの程度徹底しているかというのはなかなか難しいんですが、私としては折に触れて、折に触れてというのは校長会、教頭会ぐらいですけれどもそういうときに指導してまいりたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 先ほど校内放送と言っていましたけれども、電気はとまっていますので校内放送は多分使えないと思いますので。そういうふうな前提で物事は進めないでください。

次に（3）です。地震直後の対応でございます。

災害時の教職員の役割分担を明確に決めているかという質問です。多分先ほど若干答えが半分くらい出ていると思いますけれども、改めてお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 各学校では教頭を中心として通報、避難誘導、査察、文書持ち出しなど、それから救護等の役割分担を決めております。ちなみに亙理小学校の自衛消防隊ってあるんですが、通報・連絡、教頭・教務。それから消火、男子職員・最初に発見した人。搬出、事務職員。それから避難誘導、各学年。救護、養護教諭。査察、各学年1名ということで、そのときにどこにどのようにするかというのを決めて、これは亙理小学校の例ですけれども、どこの学校でも決めております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 一つ例を挙げますと、高屋小学校では防災ずきんあるんですね。ほかの学校ではないのかと思うんですけども、これ大変地震のときには活躍するような身を守るためのグッズとしては大変有効なのかと思います。これをつけて担当のといいますか役割をされた先生からの指導で避難すれば、最小限のけが等で済むのかと、まあけががないかもしれませんけれども、そういう災害が少なくて済むのかというふうに思います。

②の教職員、児童生徒同士で応急手当ができるか。これは小学校、中学校でもかなり違います。小学校でも1年生と6年生でまた違いますけれども、考えられる状況でございます。私の方から挙げます。出血を伴うけが、やけど、骨折、心肺蘇生を必要とする人、AEDを必要とする人、これは一人二人ぐらいのけがの人だったら先生で間に合うんですけども、例えば1クラスで二、三名ガラスで血を流したと。そうすると小学校の、まあ互理小学校でいいますと結構な数になりますよね。そうしたときに、先生だけではなかなかパニックになっていますのでできません。大人数を処理することはできません。対処することはできませんので、この辺も生徒同士で簡単な処置をするぐらいの練習をするとかも必要じゃないかというふうに思います。当然AED関係は子供たち無理なので、これは先生たちに中心的にやってもらわなくちゃいけないと思います。あと骨折。添え木みたいなもの、あと三角きんなんかで首からかけるようなものは多分中学校くらいで習っていると思うんですね、多分そういうような作業、手当もできると思いますので、こういうふうなものもちゃんとしっかり明確にしてもらい必要があると思いますけれども、まずその出血を伴うけがの場合ほどの辺まで学校で考えているか。わかる範囲でお答えしていただけますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 災害時のときにはすべての教員がある程度の応急手当ができるように講習会を開催しています。講習会につきましては各校とも6月から7月、プールの開設に合わせて行っております。

今の質問でございますが、小学生同士で応急手当ができればということですが、現在のところ訓練はしておりません。中学校では救急の講習会を受講させたり、保健体育の授業で心肺蘇生法等を学習しているところでもあります。学校では子供が

安全に素早く逃げるところが一番の目標で、その二番目、三番目のお互いに手当てをするところまでは現在のところ考えておりませんし、大変難しいかなと考えているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ③に行きます。これちょっと一番問題かなと私自身思っているんですけども。

児童生徒の帰宅について、保護者との事前の取り決めはしているかと。

例えばお父さん、お母さんが仙台とか名取に勤めていると。そのときに地震が起きた。JRは不通になる。国道は渋滞。そのときその保護者が学校に戻るまで1時間、2時間で来られないと思うんですね。4時間、下手すると6時間、8時間かかるかもしれません。そのときの子供をどういうふうな形で待機させるか。中学校3年生だからあなた帰っていいよというふうに言うのか。保護者が来るまで学校で預かっているかっていうふうな取り決めが私は必要じゃないかと思います。

これは逢隈小学校では来年度、21年度の4月のPTA総会でこの辺はちゃんと取り決めするそうです。ただほかの学校、ちょっと私調べてもわかりませんが、これは一番大事な部分なんですけれども、亘理町の10の小中学校ではどういうふうになっていますか教えていただけますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 各学校で災害が発生したときの子供の帰宅について保護者とは取り決めをしています。その内容は、一つは教職員が地区ごとに引率して集団下校させるという方法、それから災害伝言ダイヤル、それからメールで保護者に緊急連絡をし、児童の引き渡しを行うというものです。なお、児童の引き渡しを行うことにしている学校では防災訓練のほかに児童の引き渡し訓練もあわせて行っております。また、4月のPTA総会のときに震度に応じた児童の対応マニュアルを配布している学校もあります。

今お話あったように、遠くで働いている人が引き渡しとか子供を迎えに来られないということもあるわけで、そういうときにはやはり学校に子供たちをちゃんと残しておくとか置いていて、そして家が、まず子供を帰せばいいというものじゃなくて、帰す家が壊れていたりしたのでは帰っても困るので、その辺を見きわめ

た上でその子供を帰すというか、そういう指導もしているところです。先生方にはそういう地震のときにどうしたらいいかというような、何となくではなくてきちんとした指導というか、そういうのをやっているところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） この方法を例えば地震災害時帰宅方法と名づけまして、学校で地震が発生した場合お帰宅方法を選んでくださいというふうなことで、1つ、帰宅させてください。2つ、保護者と連絡がとれるまで学校で待機させてください。3つ、保護者が迎えにくるまで学校で待機させてください。4つとしてその他というふうな項目をつくって、それを年度初めくらいに保護者と取り交わすというふうなのが私は必要だと思うんですね。

今教育長言ったんですけれども、全部やっているような話聞いたんですけれども、実はある中学校ではこれ全然やってません。やってない学校あります。やっぱりこれは大事なので早急にやっていただければと思います。

それとあと災害時に保護者にメールでその状況を発信すると言いますけれども、メールは多分パソコンだと思うんですけれども、パソコンは三、四時間でバッテリーが切れますのでこれはあまりあてになりません。それは頭に入れてもう少し災害時のマニュアル考えてください。

次、停電・電話不通時の情報収集や連絡の確保はどういうふうにしているかと。

これは私の方から言います。停電のときは当然コンセントからの電源でラジオとか聞けませんので当然携帯ラジオ。これぜひ必要なんですね。それと校内の放送設備も停電になっておりますので、これはハンドマイクが必要です。それに伴って今度は乾電池ですね。乾電池も必要ですけれども、携帯ラジオがない学校がありました。これ早急に用意していただければと思います。

次、⑤です。帰宅までの待機時に必要な非常用トイレは確保するか。できるか。

先ほど地震時に保護者が迎え来るまで数時間かかります。その間に子供が学校で待機するわけでございますけれども、30分、1時間程度でしたらおしっこ我慢できますけれども、これは6時間、8時間となれば小便に2回、3回、下手すると大便に1回行く可能性もあります。そのときは学校用トイレは使用できません。水も流れませんので。そのときに簡易的に子供たちがおしっこできるような道具はある

か、大便をするような道具があるかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 帰宅するまでの待機時における非常用トイレはまだ確保しておりません。昭和53年宮城県沖地震のときにはトイレが壊れて使えなくなったというところはありませんでしたし、この前の、先ほども言いましたけれども断水の際には飲み水も、それから下水というかトイレの水も十分使えましたのでまあ大丈夫かなと思っているんですけども、それで今のところは非常用トイレは確保していないということです。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 田舎ってというのは失礼ですけど、垣根に行っておしっこしてこいって言えばそれまでなんですけれども、全員が全員、子供たち、そうできるわけじゃないんですね。それで我慢すれば漏らしてしまう可能性もありますので、こういうふうな防災用のグッズでトイレ用っていうのを売っているんです。ありますのでぜひその辺、単価的にはどうなるかわかりませんが、やはり探してある程度の数は用意すべきじゃないのかなというふうに思います。子供かわいそうなのでぜひ検討してください。

今言ったトイレの関係と、あと飲む水です。今の時期でしたらのは渴きませんが、夏場等ですと結構脱水症状になりますので、ある程度の飲み水は確保すべきじゃないかと思います。学校によっては貯水槽というんですか、水をためておくタンクがありまして、亘理中学校におきましてはこの前の、去年の5月の断水時にはある程度間に合ったというふうなことで、これは大丈夫なんですけれども、それが無い学校もあります。その辺も、学校は言いますと逢隈中学校なんか無いみたいなんですね。そういうところには何かの形で子供たちがのどの渴きに対応できるような飲み水を用意すべきではないかと思います。トイレみたいな感じでしたらプールの水を使うっていうことは可能ですけれども、まさか飲み水に関してはきれいな水じゃないとだめなので、その辺は十分に用意してもらえればと思います。どうでしょうか、その件に関しては。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 受水槽というか水をためておくところが全然ないのは吉田小学校だ

けで……（何事か呼ぶ者あり）ああ、吉田中学校。（「逢中もないと言っていました」の声あり）その受水槽がないところは吉田中学校なのですが、亘理小学校は30立方メートルとか、荒浜が20、吉田20、長瀬24、逢隈30立方メートル、高屋8立方メートル、亘理が20立方メートル、荒浜15、逢隈10となっております。ただ、吉田中学校はないんですけれども高架水槽に6立方メートルためておくところがありますので、長い期間というわけにはいかないんですけれども、1日か2日というか一晩ぐらいでしたら大丈夫だということになります。

それで特に今のところは考えていないんですけれども、あと町と相談しながら、避難場所にそういう水なんかもためておくようにだんだんしなくてならないのかなと思うところです。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 数時間といいますか六、七時間くらい、ある程度、子供が何人残るかというところからの話なんですけれども、六、七時間間に合えば、対応できればそれはそれで私はいいと思います。

⑦です。災害というのは必ず天気がいい日というふうに限りません。寒い時期、雨降った日にも当然起こります。そのときに当然地震が起きれば校舎の方から避難ということで校庭に出ます。校庭に出て確認してからこの校舎と体育館を含めて建物が安全かどうかを確認して、それから多分子供たちを戻すことになると思うんですね。それでその確認するまで、例えば時間がかかって2時間、3時間かかったというふうな状況であると、子供がそういうふうな悪天候の中で校庭に二、三時間いるわけですよ。そういうふうな状況を考えたときに可能かどうか。それ大丈夫ですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 各学校とも耐震、校舎それから体育館は耐震診断を実施しているところです。それで大丈夫だろうと思います。災害が発生した場合には校庭に避難する、一時的に避難することがあってもその揺れがおさまればまた校舎に戻ることができるのではないかと思います。何時間も外にいないとはならないということは想定していないところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 教育長、地震というと1回来て余震というのがあるんですよね。その辺も含めて1回目の地震が終わったからすぐに戻すというふうな判断もちょっと私は危険じゃないかと思います。ある程度余震がおさまる、そのようなどで判断するかというのがありますが、そういうふうなことを考えたときに、やはり1時間、2時間校庭に待機するというふうな状況も考えられるのではないかと。そういうふうな想定はやっぱりある程度必要だと思うんですよ。そのときに子供たちを雨からかつその寒さから守るような道具もあってもいいんじゃないかというふうなことで考えて質問しているんです。もう一度お答え願えますか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 災害なりいろいろなことですが、一つを準備しておくよりは二つ準備した方がいい、二つよりは三つと限りなく考えられると思います。高野議員さんがおっしゃったようなことをすれば大変いいだろうと思いますけれども、やはりある程度のところは、災害のことだけを考えるのではなくて、学校ではいろいろなことをしていかななくてはならない。それで予算も限りがある。そういうところで、少なくともこれだけは用意しなくてはならないというようなことを少しずつやっていくほかはないのかなと思っているところです。

お答えにはなりませんけれども、なるべく安全に子供が学校で暮らせるようにしたいと思っておりますけれども、予算の範囲の中で用意していきたいと思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ですから2時間も3時間も校庭にいるから予算つけて何かつくれっというようなことを言っているんじゃないかと、例えば学校にあるテントとかブルーシートである程度はしのげると思うんですね。そういうのもいいですから、お金をかけない部分でそういうのを使って子供たちを少しでも危険といいますか、地震のほかに寒さとかからも防げるというふうなことも考えられるのではないかと思います。

それで、ずっとこうきましたけれども、まだまだ学校関係に関しては防災マニュアル、地震関係の防災マニュアルはなかなか完璧まで、ほとんど不完全だと私は思います。この防災計画書、3冊あって大体3センチくらいありますよね。これペー

ジ数合計しますと643ページです。私、読もうと思ったんですけども途中で飽きてやめました。その中で学校関係どのくらいあるかと思ったらほとんどありません。特に学校の防災マニュアル的なものが見受けられません。被災したら学校の勉強の道具をただで上げるとか何とか書いてありますけれども、地震そのときのマニュアル、防災マニュアルがほとんど載っていません。

こんなに立派につくっていただけるなら、今私が質問した項目を詳細に記して、あとはそれをやるのは学校の現場ですけれども、ただ、現場の学校も規模とか先生の人数、あと子供たちが通う通学のエリア、さまざまですので、画一的に亘理小学校、中学校の場合はこうだというふうに言えませんけれども、あとはその学校学校で詳細な対応はお任せするという含めてもう少し、先生たち忙しいですので、この防災マニュアルをもう少し教育委員会の方で原案みたいなものつくって学校の方にお渡しできたらいいんじゃないかと思います。とにかく地震は必ずきます。だれかが死にます。自分だけは死なないように幾らでも予防はできるわけですね。それを子供たちはなかなかできませんので、やはり町民以上に行政はしっかりとその点取り組んでいただきたいと思います。最後に、そのことに関しての取り組み、教育長、もう一度お話ししていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ただいまの高野議員さんから細かくいろいろ質問があり、お答えできないようなところもありましたけれども、それらを今後検討して、そして少しでも学校の子供たちが安全に暮らせるようにしたいと思っております。いろいろご指導ありがとうございました。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 最後。これすごくこまかく書いてあります。特別私は難しいこと言っているわけじゃありませんので、これにのっかって教育関係もつくっていただければ簡単ですので、ぜひよろしく願いいたします。おわります。

議長（岩佐信一君） これをもって高野孝一議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時09分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

18番。島田金一議員、登壇。

〔18番 島田金一君 登壇〕

18番（島田金一君） 18番、島田でございます。

私は2問について質問いたします。

まず第1問、第4次亶理町総合発展計画後期計画について、亶理町都市計画も含んで質問いたします。総合発展計画は21年度で4年目になることから、後期計画策定の準備に入る時期になっております。企業進出に伴う農振地域の変更や、26年度に開通する常磐道があります。それらを踏まえて下記の質問を行います。

1番、後期計画について重点事項はどのように考えておるか、町長、お答えをお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって第4次亶理町総合発展計画そのものについては、ご案内のとおり平成18年度を初年度として向こう10カ年計画となっております。そういうことから平成27年度を目標とした長期的視点に立つ計画と思っておるところでございます。

その中で五つの基本施策を策定し、それぞれ5年を単位とした基本計画を立てておるところでございます。平成23年度からの後期計画は、骨格として基本構想の中に位置づけられておる五つの基本施策をもとに計画されるべきものと考えております。ご案内のとおり、第1点については町民と築く「協働のまちづくり」、第2点は安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、第3点目が安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」、第4点目がこころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」、第5点目が活力あふれる「産業拠点のまちづくり」ということで定めておるところでございます。

したがって、大きくこの項目を大きく逸脱するものとは考えておりません。これを基本に実施してまいりたいと。ただし、前期3年が過ぎ、事業が必ずしも順調に推移しているとは言えない部分もあることから、今後、平成21年度の予算に計上し

ておりますが、住民満足度を調査しながら前期との調整を行い、後期計画を策定してまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の今度の第4次総合発展計画の五つの基本のものを町長から説明もらいました。それで今3年を過ぎ、4年目になっているという形ですが、今前段にも申しましたように、大きい流れとしては企業進出、また高速道路が26年度、この27年度までの長期総合発展計画の最終年度まできているという形で、この5点だけじゃなくて町長が今お考えになって、本当にこれを重点項目、優先順位をもし決めるとすればこの項目があるということがございましたら。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま五つの基本方針を申し上げたところでございますけれども、この企業誘致並びに常磐自動車道の開通に合わせた内容の基本計画でございまして、新たに重点的な項目ということとは現在のところ考えておりません。あくまでも平成18年度の総合発展計画を主軸といたしまして今後も進めてまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今この5点の項目はそのまま基軸として続けるという形ではありますが、この計画にもマスタープランのゾーニング、ことしちょっとおくれましたけど完成しております。

2番に入りたいと思っておりますけれども、都市計画、農振地域の大幅な見直し。これはゾーニングが終わりまして、一応27年度までは長期総合発展計画、国土利用計画、皆そろっております。その中での、今の段階での見直しはなかなか大変でしょうが、27年を据えてどういうふうな、大幅な見直しの考えはあるかどうかお聞きします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 都市計画あるいは農業振興地域の大幅な見直しということではありますが、結論から申し上げますと現時点ではその計画はありませんと申し上げます。

と申しますのは、都市計画マスタープランが昨年の9月、そして農業振興地域の見直しについても昨年の5月に見直しをしたところでございます。そういうことか

らこれらを重点的に考えてまいりたいと思っております。また都市計画と農業振興地域は政策的にも両極にあり、単にどちらかを優先させるあるいは振興させるべきではないとも思っております。郷土の均衡ある発展は各施策のバランスのよい展開で可能となります。そのことによって住民の満足度も上がっていくものと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、第4次亙理町総合発展計画の後期計画策定に当たりましてはその方向性を探っていく必要もあると考えますので、やはり今後の景気の動向や住民ニーズを把握しながら今後検討してまいりたいとも思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今後の景気動向というのは一番基本になると思います。私もそう思います。今後この一、二年は沈んでいく時代だということを言われておりますが、この時代を過ぎますと、またこの地域が脚光を浴びる時代ともなりますし、ここにも書いてありますように太陽発電の工場の誘致、それを中心にしたいろいろな関連企業、3番に入るところもありますが、3番はあとで言いますが、そういうふうな未来が見えているわけですから、このときにその計画を早めに位置づけるという、工業用地とか住宅地、そういうふうなゾーン分けを、よく網かけといいます網かけを早め早めに計画すると。実施することはなかなか難しいと思いますが、今計画できたばかりですから。それのお考えはございませんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり農振、今回の企業誘致に伴います農振の転用については県の力を借り、東北農政局のご高配によりまして6カ月ほどで許認可がおりるという運びになっております。しかし通常の農振転用でありますと約2年から3年かかるようでございます。そしてまた現在、国の方で国会で審議されております農振の転用の問題について、さらに厳しくなるということが言われております。

そういうことから、あくまでも先行投資を考えるのではなくオーダーメイド方式。企業が来たい、その場合について町の方でどうするかと。やはりこの辺についても地権者あるいは農業団体等との連携を図りながら、例えば企業の誘致の際にはやはりオーダーメイド方式のほうが一番有利でもあるし、最初に投資して、来なかった場合どうするかという問題もあります。さらに亙理町はご案内のとおり地形的

に北が逢隈、西が互理、そして南が吉田、さらには東が荒浜ということで山林も少ない。そして中心部が農地、それも優良農地であるということから、今後の企業誘致の張りつきについては十分これらのについても考えて、そして各団体と協議をしなければできないのかなと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の町長、企業誘致、工業団地、そういうふうなのをつくる場合、その要望があったときのオーダーメイド方式ということで堅実な考え、これで結構だと思いますが、今からそういうふうに……。よく言われます。常磐道とは、そういうふうな大規模な高速道路が開通する5年前にその地域土地は動くんだよと。すると5年前という今です。ただ、ことしから来年あたりはもうこの不景気ですから多分動くことがずれると思います。

そういうふうにしたときに、農振下地とかこの町にはそういう下地の問題もあります。そういうことも踏まえて、オーダーメイド大変結構なんですけど、もし企業誘致一生懸命やるとか、あと3番になりますが関連企業を呼ぶ場合、そういう場合に土地があって呼ぶのと相手から……。今回エム・セテックの場合ですが、町長さんが社長さんからほれられたということでエム・セテックさんが来るということですが、それは本当に幸運なことだと思います。これからはやっぱりこの町の特徴を活かして売り込みとかそういうふうなものでないと、工業とかそういう中心関係の企業は来てくれないと。ほかの市町村でも必死になってそういうことをやっているんですが、その点のお考えをもう一度お願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの常磐自動車道の開通に合わせてということは、今回鳥の海周辺のETCの関係の近くということでの予想かなと思っておりますけれども、それらについてもやはり農振農用地という位置づけになっております。そして先ほども申し上げたとおり景気の動向、それらにも関連しますので、今後それらを踏まえながら検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 見直しの件で最後というか2番のものになりますが、今まで計画された都市計画道路もあります。例えば荒浜大通線、あと荒浜にすれば荒浜西線、

そういうふうな道路がございますが、まだ手をつけていない道路が一部あります。中には駅前線とか南町線あたりが大体完成に近づいているという形ですが、こういう昭和50年の初めとかそういうころに作成された道路プランですが、都市計画の性格上これはずっと守っていくという形になりますが、これあたりを、交通事情、そういうことを考えてそろそろ別な構想でもいいんじゃないかなと、そういう道路も若干あると思いますが、その点いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 都市計画道路そのものについては昭和43年、今から40年前に策定したのが都市計画道路ということで位置づけされております。その中で一番最初には祝田下茨田線、そして荒浜の築港線、それについては完成を見ておるわけでございます。現在進行中なのが南町鹿島線。これについてはご案内のとおり亘理駅前から大通線から現在南の方に進んで、おおむねというかこれからが大事なんです。その南町鹿島線そのものについても一部買収済んでいるところもありますけれども、三上先生の東側、亘理ホームの南側については家屋の移転が昨年度から実施、そしてことしも家屋の移転があると。

そしてことしは一部昨年度用地協力をもらった場所については工事と移転交渉について図る。そして祝台田線まで抜ける。それから例の西に上りまして葬祭場に行ける前のあの水仙郷のあたりまで行くわけでございますけれども、この分についても家屋連単地域が南町地区にあるということでございます。

そしてそれが済みますと北側の鹿島線の方に上っていくという計画になっております。さらにはご案内のとおり荒浜の大通線、これについてはまだ全然手をつけておりませんが、荒浜の東木倉線、これについては荒浜支所の東の道路ですけれども完成を見ておると。そして町の財政ではどうしてもできないので亘理大通線ということで、現在亘理駅から旧国道の新井町まで完成終わっておりますけれども、これにつきましても用地協力がそのバイパスまでの間については協力をいただいております。これについては今月中から6号線から土砂の運搬に入ると、それらの計画もでございます。これらを現在県の方でお願いをしておるわけですが、これの完成後どこに張りつけするか。この場合についてもやはり町の財政ではどうしてもできないので、県のお力添えをいただきながら促進をしてまいりたいと思っ

ておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今までの努力で完成しつつ道路も結構あるということですが。私が言いたいのは、こういうふうな社会事情、それが43年からですと今昭和でいうと84年と言われますからもう40年過ぎております。そうすると道路事情、自動車を持っている台数。私ちょっと資料があったもので50年ごろの資料を持っていますけど、互理の保有自動車台数がまだ5,000台の時期でございます。交通量はまた別だと思えますが、そういうふうな時期からすれば事情も変わっているし、交通道路が整備されたおかげでこの道路は必要あるかないか、そこら辺も含めて検討すべき時期に来ているんじゃないかなと思えますが、その点いかがですか。もう一度。（「どこの道路です」の声あり）大通線とかそういう。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、荒浜そのものについては主要県道塩釜互理線という重要な路線が入っているわけでございます。そして鳥屋崎から進みまして荒浜築港線ということで鳥の海まで通ずる幹線的な街路事業が完成しておる。さらには旧県道ということで鳥屋崎3丁目線ということでの位置づけも立派に出しておるし、阿武隈沿いにおきましては荒浜港今泉線ということで3路線が走っておるわけでございます。幹線的な問題についてはおおむねいいのかなという感じをしておるわけでございますけれども、都市計画上の位置づけとしては荒浜大通線がまだ手をつけていないということでございます。この箇所については住宅も随分張りついておるようでございます。それらの問題をあわせながら今後の課題とさせていただきたいと思えます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは3番目に移ります。

進出企業を促進する計画があるのかということで、半分町長から答えが出ていますが、その中でもまた企業誘致にテーマを考えまして、例えば自然エネルギー発電関連とか自動車関連などの企業の集約、互理地区とかその周辺地区ですね、地域に集約する考えは今のところございませんか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 新たな企業誘致計画、そして種類といたしましては自然エネルギーの発電関連または自動車関連などというお話であります。亶理町に太陽光発電素材の部品メーカー、先ほど来申し上げておりますエム・セテック株式会社が進出してまいりますと、当然関連する企業も本町へ来る企業もあろうかと思っております。また同時にケーヒンワタリにつきましても関連する自動車部品メーカー等、関連する企業の亶理進出を期待もしておりますところでございます。

しかしながら、12月定例会の中で鈴木議員にもお話のとおり、ゾーニングができたとしてもあらかじめ誘致のための用地を確保できない状況でありますので、町の考え方は集約については現在のところ困難なところであると思っております。したがって、先ほど来申し上げておりますとおり、現在の厳しい経済の状況の中にあつて、今のところ手を挙げていただける企業の可能性は難しいのかなと思っております。そういうことから、現在誘致いたしますエム・セテック、さらには現在亶理町内にもケーヒンワタリ、積水フィルム、弘進ゴム、東日本ハイムとか、あるいは東北積住とかいろいろ企業ありますけれども、それらとの調整をしながら、今後亶理町にさらに企業が進出していただけるように努力をしてみたいと思っておりますところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは2番目に入ります。

亶理町中央児童センター建設と児童館運営について。これは議案にも提案されておりますが、その中で子育ての核となる亶理町中央児童センターが21年度事業で計画されております。そこで下記の質問を行います。

1番、中央児童センターの機能、役割はどのようなものか。また場所選定に配慮はあったのか。これは学校利用と同じかという形でございます。お答えをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今回建設を予定しております亶理町中央児童センターについては、中の施設を申し上げますけれども、児童クラブ室のほかに自由来館児室、多目的ホール、そして図書室、創作活動室、トレーニングルームなどを考えており、児童クラブに登録された子供だけでなく小学生から高校生まで幅広い年代の方がさまざま

な形で利用し、触れ合うことができる子供たちの健全育成における中核的施設として考えております。

また、建設場所については、高校生までの幅広い年代の方と児童福祉における中核施設という観点から、児童福祉に関する研修会等の施設利用時における駐車場確保対策や亘理地区における現児童クラブの現状等を十分考慮し、選定を行い決定したところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 中央児童センター、小学校から高校生ままでということで利用できるということですが、私が調べた資料なんです、ここに放課後子どもプランというものがございまして、これは平成19年度に作成されまして文部科学省と厚生労働省と二つで一緒に作成されております。そのプランを亘理町もつくる予定をしていることはございせんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的なあれを担当課長に。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 放課後子どもプランの事業でございますけれども、亘理町におきましては総合的な放課後の児童対策の充実の推進ということで文部科学省で実施する放課後児童クラブ、そして放課後子ども教室推進事業というのは文部科学省の方で実施する事業ということで、これらの推進についても一体的に連携して実施するというので19年から取り組んできたわけですが、現在亘理児童クラブ亘理小学校区においては亘理児童クラブが現在亘理小学校の体育館を利用されているということで、子どもプランの方の文部科学省の方の生涯学習課で担当していた事業については現在事業を中止している状況でございます、今後については基本的には中央児童センターが完成しましたらそういうふうなニーズにも対応できるような一体的な連携をして今後やっていきたいということで、現在も地域の中でいろいろな形で子育ての支援なんかの拡充等もやっておりますし、母親クラブ、子育てサークル等の育成支援その他も現在実施しているというふうな状況でございます。そういうことで、基本的には亘理町では次世代育成支援行動計画の中で事業項目を定めながらお互いに連携をとって実施しているところでございます。以上でござ

ざいます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） この子どもプラン、わりと使い勝手のいいような形でございます。なぜかという二つあります。今言ったように厚生労働省の方では児童クラブ、それで文科省の方では放課後子ども教室というふうな形で、放課後子ども教室の方には学校、校庭、体育館。それが今児童クラブにおいては制限がございます。小1からおおむね小3まで。この放課後子ども教室というのはその市町村でまちまちなんですがそれを取り入れているところは土曜日まで学校でやっております。これはもちろん学校の教員がやるわけでもございません。ボランティアとかそういうふうな形を使ってやっております。そういうふうなきめ細かいものを利用して、各地、はつきりいいまして、今児童館の児童センターということになると、これは児童館の体育とか何かを強化した児童センターというふうな補助事業で今回なさるのか。そこをお聞きします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の補助につきましては放課後等の子どもの遊び場づくり推進事業の中の児童館、児童センター等の整備事業のハード事業で、国、県の補助事業をもらって建設をするものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 補助事業、そういう児童館の延長という形になりますが、計画によりますと1教室40人と45人、95人が児童クラブ、入っております。これは大規模の施設になります。その施設の中で一番重点とされているのが子供の遊びです。遊びの指導員を必ず置きなさいということになっているんですが、これは教育でございませぬ。遊びです。遊びで子供たちが集団で連帯的な、自主的に動きができるようにというふうな考えでやっておると思いますが、その点は間違いございませぬか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現在、放課後児童クラブを担当している職員につきましては指導員ということでの研修もしっかり積ませておりますのでそのような状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 余り専門的になりますと町長のお答えができないと思うんですけども。

ここで私、ちょっと方向を変えまして質問しますが、今までの児童館、確かに互理町では幼児保育の代用として使われていました。それを今度この中央児童センターができることによって本当の児童館の役割ができるように、その基本ができたと思っております。その点、町長、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 島田議員さん言われたそのとおりでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今まで児童館というとどうしても幼児保育の場所ということになります。これでこの児童センターができることによって、はっきりいったら名称は、多分設置条項の名称を変えることはできないと思いますが通称は変えることはできると思うんです。どうしても児童館といいますと子供さんたち、それも3歳児から5歳児、6歳児までという形になっておりますので、ここでどうでしょう。このセンターというふうな名前。本当だったら少し大規模の児童館、児童センターという形で名称がなるんですが、今荒浜、吉田、逢隈にあります児童館を児童センターとかそういうふうにご利用しやすいような名称に変えるお考えはいかがでしょうか。総合的に。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話のとおり児童センターという視野に入れていろいろと今回の中央児童センターの建設を向けておりますので、その際にはやはり条例等の改正もございますので、それらについて議員の方々とも十分ご協議申し上げ、その方向で進めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 次、2番に入ります。

各児童館との連携、今ちょっと町長から名前のことでお答え願いましたが、子育て関係機関、学校との関連はどのようにお考えになっていきますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町における児童福祉事業の取り組みは主に各施設自体が中心とな

って独自にそれぞれの地区で取り組んでおるところでございます。また、子育て関係機関や学校との関係においても、児童クラブの事業自体が学校行事と密接に関係していることから、それぞれの児童クラブにおいて学校行事等を常に視野に入れながら情報を共有し、事業運営に努めております。しかしながら、子育て支援や放課後の児童を取り巻く環境が日々多様に変化している現況を考えますと、毎月施設長会議を開催し意思の疎通を図っており、情報の共有化も図っておるところでございます。

今後はやはり施設ごとの独自の事業運営だけでなく町全体を見据えた上で事業評価を行い、総合的な取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

（「もしよかったら学校関係と。それも含めてですか、今の答えは」の声あり）そうです。密接な連携の。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 学校関係に絞っても、これは大事なことですが、今度の中央児童センターを利用する子供たち、それは学校の小学生です。小学生なんです、小学生の場合、今言ったように一応おおむね小学校1年から3年までというのがここに配置されている放課後児童クラブの機能になります。そのほかの子供たち、その子供たちはどういうふうなお考えですか。（「利用していない子供たちっていうことですか」の声あり）いや、1年から3年でなくて、4年、5年、6年までの子供たちとか、あとそういうことは自由来館でいいということになってはいますが、それだけじゃなくて学校でいろいろ教室とか何か今やった放課後子ども教室とか。（「学校を開放するということですね」の声あり）いやいや、別なのあるんです。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（遠藤敏男君） 今、自由来館そのほかの児童生徒の対応ということでご質問あったわけですが、生涯学習課の方では議員さんもお存じのとおり、私の記憶ではたしか18年、19年を子ども教室ということで自由に子どもさんを募って互理小学校の体育館を会場として事業を展開したところですが、先ほど保健福祉課長から話がありましたとおりいろいろな条件が問題を起こしたものですから、この件については暫時休ませていただくということで、ここ一、二年休んでおります。ただ、また条件を整えばそのような形でできれば島田議員さんが言ってい

らっしゃるように地域の人と、この児童館に該当しない方々もフリーにそういう場所が確保できるように考えたいなということで今も考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） これは今のところ休止しているという形で生涯学習課長からのお答えがございましたが、これは有効なものだと思います。なぜかという、今子どもさんたちを取り巻く放課後の状況は変化しております。その変化の中で学校で管理する、学校の教員が管理するわけじゃなくて、今課長がおっしゃったようにボランティア、あと元教員の経験者、そういう方が子供を学校内の施設、和室があったら和室でもいいし、ちょっと1階、2階の間の広場があったらそこで、あと体育館と、そういうところで。

結局このねらいは、もう一つは1年から6年までの異世代交友というふうなこともあります。あと、今ゲームとかそういうのばかりで個の遊びが多いんですが、それを団体的な組織でのゲーム、あといろいろな運動の仕方、そういうこともこの教室でやっております。まだまだ放課後子ども教室、数は少ないと思いますが、今少子化によりました空き教室、あと子供の遠隔地の通学ということもございましてそこら辺の取り組み、町長のお考えか、それとも関係課でも結構です。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今の質問は学校関係の体育館とか各教室を利用するということでの質問かと思いますが、やはり学校の管理運営については教育委員会部局ということで、町長であっても教育委員会に対しましてとやかく言える問題でございせんので、学校の方から教育委員会の方からお願いしたい。できれば、私としてはやはり有効活用、体育館そのものについてはご案内のとおり亙理小学校、長瀬小学校、そして荒浜小学校なんかは新しい体育館ですから多目的に利用できれば効果上がるのかなと思っております。体育だけでなくそういった遊び等についてもぜひお願いしたいもんだなと思っておりますけれども、教育委員会の方からご答弁を申し上げたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 空き教室の利用ということもなんですけれども、空き教室について

は今互理町内急速に減っているというわけでもない、大体现状維持ぐらいなんですが、それで空き教室は資料室に使ったり、それからこのごろは少人数指導ということであるクラスを二つに分けて、そういう少人数指導の先生も県から各学校に1人ぐらいです。それから校長、教頭とか教務とかでやるわけですが、そういう国語や算数の授業もありますので、空き教室というのはないということになるかと思えます。

それで体育館等でのその子供の遊びということですが、それは前に互理小学校の体育館を利用してした経験もありますので、その辺は今後検討させていただきたいと思えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今後検討となりますけれども一つの例がございます。これは多分都会の方なんです。活動場所ですね、今の放課後子ども教室の例なんです。活動場所は体育館、校庭、あと一部特別教室、そういうことも利用しております。またこれは進んでいる学校だと思います。年末年始を除く月曜から土曜日まで、活動時間は授業終了後から午後6時まで。ただし土曜日は午前中という形になっております。これはどういうことをやるかという、対象は1年から6年。活動内容は児童の自主的な異年齢集団で遊びを中心とした活動。学習、宿題も含んでおります。また趣味的な活動もやっておる。指導者は町の正規職員の場合もありますが、ほとんどは学習アドバイザーといひまして元教員とか教員免許を持った非常勤職員か。また安全のためには業務委託の派遣社員による安全管理という形でやっております。そして参加費用の方はスポーツ安全保険500円から1,000円くらいでやっていることも例になっておりますので、もし、こういうセンターができましたが、その補足をする機関として学校でもそういうふうな取り組みをなされたらいかかと思えますが、ここで教育長、もう一度。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 前に生涯学習課長が言いましたように、互理小学校の体育館やプレイルームを使ってボランティアの方々、おじいちゃん、おばあちゃんを中心ですが、けれどもおいでいただいて子供の放課後の児童クラブというか、遊びを見守ったり指導したりしてきたわけです。あと何か特に行事を持ったりしたこともあったようで

す。

そういうのができればいいわけですがけれども、何回も言いますけれども特別教室、体育館以外にはなかなか難しいのかなと思っていますと……。管理上もありますし難しいかと思えます。そういうのが、亘理の場合はボランティアで何とか2年ほどやって今は休んでいるという状態ですがけれども、また今後センターができれば始められるかどうか、そこら辺を話し合い、またそれがもっとほかの地域でもやっていることはやっているんですけども、児童クラブでやっているのかな。それらを広げられるかどうかというのは今後の検討課題ということになるかと思えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ぜひそういうふうないろいろ新しい取り組み、今からいろいろ計画をしてほしいと思います。私は21年度が亘理町の今後の決定する分岐点になると思われれます。町長も2期目、最終年度になります。亘理町発展を目指して、思いつきやほかからの働きかけではなくて、十分過去の流れ、歴史を見て、将来を見詰めて原理原則の町民の幸福のため、ぶれない政策を持って欲しいと思います。以上、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって島田金一議員の質問を終結いたします。

次に8番。安藤美重子議員、登壇。

〔8番 安藤美重子君 登壇〕

8番（安藤美重子君） 8番、安藤美重子でございます。

私は市町村合併についてお伺いをいたします。

亘理町は平成17年3月に合併は時期尚早ということで判断をされました。平成22年3月31日まで、来年までですけれども、来年まで合併をすれば財政措置を受けられるという合併特例新法があります。普通交付税による措置として普通交付税額の算定特例や合併直後の臨時的経費に対する財政措置、また特別交付税による措置として合併準備経費に対する措置や合併移行経費に対する財政措置、そしてまた合併特例債による措置などが受けられるという新法がまだ残っております。ただ、これは残り1年となっております。

さて、この平成17年度から今現在までにおいて、県から合併推進というような形

での働きかけなどありましたかどうかを、まずもってお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それではお答えします。

平成17年4月1日に市町村の合併の特例等に関する法律すなわち合併新法が施行され、それに基づきまして宮城県では本町の市町村合併の枠組みについては、名取市、岩沼市、山元町を含めた2市2町が望ましいとして構想が発表されていることは議員さんもお案内かと思えます。

その後、県の指導機関であります市町村課長が各市町村を訪問し、構想等の基本的な考え方などの説明や市町村の意見聴取がございましたが、合併推進への指導はございませんでした。市町村合併は自治体の裁量の中、自主的な判断で決定されるものであり、県も同様の考えだと思っております。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 2市2町の合併が望ましいという県からのお話はありましたけれども、各市町村の独自性を尊重するというので、その後は何もなかったということでございますね。

それでは2番目の質問に移ります。

山元町との合併についてお伺いいたします。

私は合併推進という気持ちが強うございます。というのはJAみやぎ亘理、そして亘理山元商工会それから漁業共同組合が既に合併をし、土地改良区においてもそのような計画がある現在、生活圏が一緒であります山元町の合併は、デメリットもあるかもしれないけれども、亘理町にとってはこれから少子高齢化やそれから行財政運営の効率化など、いろいろな面でメリットもあると考えるからであります。

昨年11月に山元町長より合併をというお話がありました。私は合併をするならば今この合併新法が有効な、合併措置があるこの時期を逃したらもう二度と機会はないのではないかとこのように考えます。山元町との合併について、町長はどのようにお考えになっているのかお尋ねをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、山元町との合併についての考え方でございますけれども、旧法において山元町と合併について平成15年7月に立ち上げまして、そして17

年に時期尚早ということになったわけでございますけれども、その後それぞれにおいて自立のまちづくりを進めると判断してからちょうど4年目になるわけでございます。その当時は互理町、山元町の財政の格差の問題があったと。第2点目が公共料金の負担増になるということ。さらには本庁舎が分庁舎ということで二分されることから、住民のサービスが低下となること。さらには町の方で取得しておりました公共ゾーンの理解度について。この4点をもって時期尚早と判断したところであり、現在に至っておるところでございます。

この間、本町におきましては、平成18年度から第4次の互理町総合発展計画を策定し、それをもとに「伊達な わたり みんなで築く わたしの わたり」をキャッチフレーズに、暮らしやすさNo. 1を目指して安全で安心なまちづくりを行ってまいったところであります。多少のおくれはあるものの、ほぼ順調に推移しているところであります。また、国においては道州制の導入や地方分権改革の議論も活発に行われておるところでございます、国や県の役割、そして基礎的自治体である市町村の役割についても、現在議論の過程でもあります。

このことから、山元町との合併については県の構想である2市2町の合併もあわせ、町村合併の議論も見据えながら今後の本町のあるべき姿を模索していきたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 山元町長より合併についてのお願い、それから合併をもう一度協議していただきたいというような申し込みはありませんでしたでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の申し込みそのものについては口頭でございますけれども3回ほどあります。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 口頭で3回ほどありますというお話なんでございますけれども、その3回の中で結論めいた話というのは何もまだ出ていないということでしょうか。特別、話があったという、それから一歩も進んでいないということですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町長からの、大條町長さんからの申し出はぜひ合併をしてください

と。私は「はい」ということで具体的な内容、4年前の内容、今後の進め方、すなわち新合併そのものについては期間が来年の3月になるわけでございます。そういたしますと9月までに、ことしの9月、すなわちあと6カ月しか期間がないわけです。ということは9月というのは県の議会において合併の議決をいただくということで、さらには総務省に行くという形になりますので、6カ月の範囲内で合併のための協議をするためには協議会をつくる、あるいは意向調査などをする、さらには4年前に実施した50項目をさらに検討しなければ。そうしますと時間的な余裕がないと。そういうことございまして、やはり合併の方式そのものについて十分山元町の町長さんも考えていただきたいと申し上げておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 確かにことしの9月までに結論を出さなければいけないということで、あと6カ月しか期間がないことは事実でございます。しかし、6カ月あればという考え方も成り立つのではないかなというふうに私は思います。

それで、先ほど町長は前回見送りました四つの主な問題点というのでしょうか、財政の格差、公共料金の違い、それから分庁舎、本庁舎方式、公共ゾーンの問題についての4年前のあの時の話とは、今現在少しずつ違ってきているのではないかなというふうに私は思います。

そこで3番目の質問。

合併について町長の基本的なお考え。前回はこの四つの問題点のことがありまして時期尚早ということで見直された。でもいずれ合併は必要ではないかという思いをしておったように思われます。それに伴ってこの四つの条件が緩和されれば、またどのような条件があれば合併の方向について協議をするというふうにお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 合併についての町長の基本的な考え方ということでございますけれども、先ほどもお答えしたとおり、国においては道州制の問題、あるいは地方分権改革などの動きもありますが、合併により新たな市町村が実現するには議会とそして私、そして町民の意思が一致しなければ合併そのものについては難しいのかなと思っております。まずもって住民の考え方、そして議会の皆さんの考え方、そして

私の考え方が一致しなければ難しいのかなと思っております。

また、最近では合併された市町村のメリットあるいはデメリットが新聞やマスコミに取り上げられ、今後の動向が注目されておりますし、私も興味深く思っております。特にきのうの河北新報の1面に「検証 平成の大合併」ということできのうきょうと連載で上げられております。特に病院の問題とか学校の問題とか、あとは地域分権の合併したことによるメリット、デメリット、それらの内容についても、私も十分きのうきょうと仙北の市町村、市と町、そしてこっちは福島県のある市の内容も掲載されております。

そういうことから、やはり山元町さんの方では合併そのものについてはぜひお願いしたいということであっても、やはり亙理町の住民、そして議会の皆さんの動向というか、それらを見きわめながら合併をするかしないかということの判断をいたしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） きょうの河北新報のところに、きのうは登米市、加美町。

そして今日は南相馬市のことが載ってございました。しかし仙北とそれからまた南相馬市と我が亙理町とでは若干条件とかそういうこともいろいろ違っておりますし、それがすべてここに当てはまるというわけでもございませんし、そしてまた合併の仕方にも方式がございますので、議会、それから町民の皆さんの意識、それから町長のご判断という形で、今度ともいい方向に進めていければ、私は合併推進の立場におりますので考えておりますけれども、今町長から申されたことをもう一度私自身も考えて、今後の活動の糧にしていきたいと思っております。以上、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって安藤美重子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時10分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 佐藤 實

署名議員 山本 久人